

使用済み核燃料中間貯蔵施設の  
誘致に関するむつ市住民投票条例  
にかかわる特別委員会会議録

(平成15年9月9日)

む つ 市 議 会

使用済み核燃料中間貯蔵施設の  
誘致に関するむつ市住民投票条例  
にかかわる特別委員会会議録

○開会の日時 平成15年9月9日 午前10時05分開会・開議  
午後 2時46分散会

○場 所 むつ市議場

○付託事件 第177回定例会（平成15年9月5日）付託事件  
（1） 使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致に関するむつ市  
住民投票条例について

○出席委員（19人）

|     |          |      |          |
|-----|----------|------|----------|
| 委員長 | 小林 正 君   | 副委員長 | 新谷 昭二 君  |
| 委員  | 菊池 一郎 君  | 委員   | 石田 勝弘 君  |
| ”   | 野呂 泰喜 君  | ”    | 馬場 重利 君  |
| ”   | 白井 二郎 君  | ”    | 山本 留義 君  |
| ”   | 川下 八十美 君 | ”    | 新谷 功 君   |
| ”   | 高田 正俊 君  | ”    | 宮下 順一郎 君 |
| ”   | 中村 正志 君  | ”    | 富岡 修 君   |
| ”   | 鎌田 眞嘉 君  | ”    | 菊池 広志 君  |
| ”   | 佐々木 肇 君  | ”    | 木村 亀治 君  |
| ”   | 石澤 堅 君   |      |          |
| 議長  | 川端 澄男 君  |      |          |

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

|   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 市 | 長           | 杉山 肅 君  |
| 助 | 役           | 相馬 努 君  |
| 収 | 入 役         | 田中 實 君  |
| 教 | 育 長         | 高杉 正三 君 |
| 公 | 営 企 業 管 理 者 | 工藤 一郎 君 |
| 企 | 画 部 長       | 杉山 重一 君 |

総務部副理事 名久井 耕 一 君  
総務部総務課行政係長 濱 田 賢 一 君  
総務部総務課行政係主任 中 野 敬 三 君

○事務局出席者

事務局長 藤 田 修 次 長 工 藤 昭 治  
総括主幹 飛 内 啓 一 主 幹 柳 田 諭

(午前10時05分 開会・開議)

- 委員長(小林 正君) ただいまから使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致に関するむつ市住民投票条例にかかわる特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は18人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

この際、申し上げますが、地方自治法第105条の規定に基づき議長が出席しておりますので、ご報告しておきます。議長においては、発言のある場合は申し出てください。

それでは、本特別委員会に付託されました議案第54号 使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致に関するむつ市住民投票条例についてを議題とし、審査を行います。

本件につきましては、地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっておりますので、1名の請求代表者と、また本日は意見聴取のため、参考人として請求代表者の齋藤作治氏及び野坂庸子氏に出席をお願いしておりますので、入場をしていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

- 委員長(小林 正君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

請求代表者の齋藤作治氏及び野坂庸子氏には、大変お忙しい中、本委員会のためにご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、請求代表者から意見を述べていただきます。それでは、野坂庸子請求代表者、意見を述べてください。

- 野坂庸子請求代表者 意見を述べさせていただく前に、一言申し述べます。

9月5日、条例案に対する質疑応答の中で、この署名に対する不穏当な発言が杉山市長によりなされました。これにつきましては、大いに問題があることをこの場で申し上げておきます。後日新たに私たちの見解を表明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、意見を述べさせていただきます。

使用済み核燃料中間貯蔵施設の誘致は、市民みんなの投票で決めたい、これは中間貯蔵施設に反対とか賛成とかの立場を超えて、子供や孫とともにむつ市に住み続ける市民の願いだと思います。なぜなら使用済み核燃料中間貯蔵施設は、取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあり、また40年以上という

次世代にまで続く施設であるという非常に重大な問題であるからです。この願いに基づく署名運動で法定数801人の7倍に迫る5,514人の有効署名が集まりました。この署名の後ろには、この何倍もの市民の実現への思いがあることも私たちは署名活動を通して一人一人との対話で知っています。多くの市民が市長と議会だけで決めるのではなく、市民みんなで決めたいと望んでいることがはっきりしました。住民投票条例は、一般の選挙の投票と違って、18歳以上の将来を担う若い世代にも参加してもらうことにしています。今権限を持って決めようとしている議員や市長がほとんど責任をとることのできない40年、50年後に重大な判断をしなければならなくなる問題だからです。今現在国が推し進めようとしているサイクル事業が、40年、50年後に果たしてどのようになっているのか、はっきり明示されていないことに不安を覚えます。だからこそ市民の総意を酌むために、市民の権利として、また未来世代への義務として、市民みんなの投票で決めるべきだと思っています。

市長は、4日、市内各界各層の意見聴取を行った、議会でも論議を尽くしたから住民投票は不要と述べられましたが、多くの疑問が残ります。2000年8月終わりに杉山市長が誘致構想を発表してから、ことし6月議会で誘致を表明するまで市当局は私たち市民に対して一方的な情報のみを提供してきました。その内容は、中間貯蔵施設のプラス面のみであり、推進の立場に立つ専門家の意見のみといったものであり、公平さ、客観的見解からはほど遠いものでした。また、驚くほど短い期間で結論を出した専門家会議も批判的な意見を持つ方は皆無であり、懇話会も幅広い市民から構成されたものではありませんでした。市民説明会も、いいことづくめの説明内容であり、市民からの質問に対する答えも施設は安全である、十分に管理するというを前提としてのものばかりで、納得のいく説明があったとは思えませんでした。最初に誘致ありきと感じたのは、私たちだけでしょうか。一体なぜこうまでして強行に誘致を図りたいのでしょうか。

市長の誘致理由は、赤字財政の補てん、海洋科学都市建設、大学の建設、国際的な高等学校の建設などとそのたびに変わるもので、到底理解しがたいものです。また、住民投票を拒否する理由として、経費がかかるということも挙げておられます。しかし、今後のむつ市にかかわる重大な問題です。ここで、市民の総意を聞くことの方がより大事なことだと言えます。

そもそも4年前の議員選挙では、この誘致問題は出ていなかったもので、このまま誘致を決めることは、市民の意見を聞かないままに決定することになります。この事態は、有権者としての権利を踏みにじることになり、主権在民の憲法の精神をも踏みにじることになりかねません。さきの杉山市

長の一部支持者への事前漏えい問題は、市民の存在を無視したもので、有権者を愚弄しているとさえ思われます。市長は、道義的責任もないと述べておられますが、誘致構想発表の半年以上前に図面を支持者に手渡したことは、市民、とりわけ予定地周辺の住民をないがしろにするものです。民主主義のルールを踏みにじたこの問題は、決して許されるものではありません。そのためにも住民投票の実施が必要だと考えます。

地方自治体の主人公は市民です。むつ市は、4万の有権者を含む5万の市民によって成り立っています。市長と一握りの支持者と議員だけのむつ市ではありません。むつ市にとっての重大問題である中間貯蔵施設の誘致を決めるのは私たち市民であるべきです。孫子の代にまで影響を及ぼす核施設の建設をするときは、住民投票によって決めるということが全国で主流になっております。巻町や刈羽村などで住民が自ら判断を下しています。また、関西電力の中間貯蔵施設誘致の動きが出ている和歌山県御坊市では、県知事がこのような問題は住民投票だと述べています。住民投票を実施して中間貯蔵施設の建設の是非を市民みんなで決定することは、これからのむつ市の未来に大きな意義を持つことになるでしょう。国策に翻弄され続けてきたむつ市の歴史に新たな輝かしい1ページを書き記すことになるでしょう。

議員の皆さん、私たちの愛するむつ市と市民の将来のため、また民主主義と地方自治の一層の発展のために住民投票条例を成立させてください。議員の皆さんも私たちとともに未来あるむつ市の創造に向けてご尽力くださることを心から願っております。

○委員長（小林 正君） これで、請求代表者の意見陳述は終わりました。

続きまして、参考人に対する質疑を行います。

参考人にお聞きしたいことがありましたら、発言を願います。

○高田正俊委員 私から、意見陳述をされた野坂庸子さんの意見に大変私としては感動いたしました。むつ市始まって以来の出来事でありますから、そういう意味では大変なご苦勞をされながら、むつ市の将来を真剣に考えていることもただいま伺ったところであります。そこで、5点ほど質問をして考え方をお伺いしたいと、こう思っております。

まず、第1点目は、むつ市で女性の方が代表者となって行政に対するこのような運動をするというのはなかなか大変なことであります。それを承知のうえで代表者となってこのたびの条例制定の直接請求の運動をされた、そのお気持ちはどの辺にあったのか、心情をまずお伺いをしたいと思います。

第2点目は、この条例直接請求の運動をしてこられたわけでありましたが、署名活動をしてこられて、そのとき市民の反応は一体どのようなものだった

のか、お伺いをしたいと存じます。

3点目は、もし署名活動の時間があと1カ月もあつたら、どのくらいまで署名が集まったという感じをお持ちだったのかお聞かせをいただきたいと、こう思います。

4点目は、杉山市長がことしの6月議会の最終日に議会の議決を経ないで市長職権による誘致表明を行ったわけでありますけれども、このことに対する気持ちはどのようなものか、お伺いをしたいと思います。

第5点目であります。条例制定請求の議案上程に当たって、市長は反対の意見を付議しておりますが、このことを陳述者はどのように思っておられるか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

(不規則発言あり)

○高田正俊委員 いいですよ、委員長、参考人というご意見もありますから、いずれにしても先ほど壇上で述べられた野坂さんに対して今質問しましたから、お伺いをするというにしたいと思っております。

○野坂庸子参考人 女性としてというお言葉でございましたけれども、女性としてとおっしゃるのでしたら、私はやっぱり母親として、そして孫を持つ女性として述べたいと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、市から示された情報は、ずっと見てまいりましたけれども、市政だよりも挟んできます情報、それから住民説明会、いろんなものを見てきますと、本当に賛成、立地に可能なような情報ばかりが私たちに提示されているのではないかなという気がしておりました。それと、やはりこの施設は40年、50年、もしかしたらこの先どれくらい長い間むつ市に置かれることになるのかわからない施設、先ほど意見述べましたけれども、次が明示されていない、サイクル事業が次はどうなっていくのか、全然見えてこないという、そういう施設です。確かに東電におきまして、市側の説明でも安全だと、ちゃんと管理するということでしたけれども、でも40年、50年、もしかしたら100年置かれるかもしれない、そうしたらもう次の世代、その次の世代になるかもしれない。そういう施設なのに、私たちは、議員の皆さんを軽んじることは決してございませんが、でももっともって市民はどのように考えているのか、もっと聞いてほしいと思ったのです。そうしなければ、40年たってから、たしか市長さんは、40年たったら次の世代がその時代に合った解決方法を見つけてくれるだろうとおっしゃいました。であるならば、私たちがそのときに意見を述べられる状態にあるかどうか。やはり次の世代にそれをお願いしなければなりません。そのときに、議員だけ

で、私たちが議員さんをお選びしたわけですから、だけれども、それも尊重しますけれども、でも市民は一体声を上げただろうか、市民はどのように考えていたのだろうかというふうに思うと思うのです。

私がそう考えたのは、ちょっと長くなりますけれども、「むつ」問題のときです。あれの問題が起きたときは、実は私は10代だったと思います。いろんな問題が出てきたのが、もう親になってからでした。ですから、あのときに私たち、10代といえども私はもうちょっと中学生か高校生かなという気がするのですが、そのときには全然「むつ」問題は記憶にはないのです。ですから、そのときやっぱり私は確かにいろんな活動があったとは聞いていますけれども、市民みんながどう思っていたのかな、市民みんなにちゃんと「むつ」問題は知らされていたのかなという思いがありました。知らなかったもので、後から学習するというはめになったのです。そういう思いがありましたので、やはり長い間置かれる問題であるならば、次の世代にきちっとその時代の大人がどう考えて、市民の大人がどう考えたのかというのをきちんと歴史に残すべきだと思ったというのが女性だからということかどうかわかりませんが、そのようにやむにやまれずといいますか、いても立ってもいられない、そういう母親として、おばあちゃんとしての気持ちが非常に働いたのではないかなというふうに思います。

第2点、署名活動をしての市民の反応です。確かに署名活動を始めたときには、すごくよくお勉強なさっている方もいらっしゃいました。また、中間貯蔵って何というところからも入りました。そのときには、中間貯蔵というのは、そのときにもできるだけ中立の立場で説明させていただいたつもりです。そこから始まったということもあります。それから、いろいろ新聞にも出ていますよねという話もしました。それから、本当に待っていましたという声も大変ありました。それから、署名するには実質受認者が一人一人歩いて自分の手で署名し、生年月日を書いて印鑑を押す、ちゅうちょなさる方もいました。印鑑を押すということですから、ちゅうちょなさる方もおりました。でも、大概の人は、それだけ大事な署名なのねというふうにおっしゃってくださいました。また、本当に回ってくるのを待っていた、どこかにいつでも署名できる場所はないのかということで最後にはステーション設けたのですけれども、それもやはり皆さん町内ごとに歩いてみて、そのように思ったから最後にはそうしました。最後、10日前ぐらい、最終日に向かって私たちも精力的に動いたせいもあるのですけれども、地域によっては7割から8割署名してくださいました。そのときの署名をしてくださった方は、もう十分中間貯蔵とは何なのか、住民投票とは何なのかを向こうの方は

らおっしゃってくださいました。それだけたくさん報道をされたということもあるかもしれませんが、かなり皆さんはお勉強なさっていました。この間市長さんが、住民運動とか住民投票とかは浸透していないというふうにおっしゃったようですが、私そう聞きましたけれども、いえいえ、むつ市民は十分ご存じでした。ですから、門前払いもありました。食ってかかれ、怒られたこともあります。「何なのだ」ということで、最終的に本当に怒鳴られて、もう次から動けなくなったという受認者もいます。そういう思いをしても、次に行ったときには助けてくださったということもございますので、私たちは本当に市民の皆さんに支えられながら1カ月間署名を集めたというふうにご負担しております。

第3点、署名活動が1カ月延びたらどのくらいの票。そうですね、署名したいけれども、立場上署名できないのよという声、非常に多くありました。そういう声や、署名活動が終わってから、署名したかったのよという声もありました。そういうものを含めまして、もし1カ月延びたらというのは、ちょうど市長さんの問題が出たときですけども、もしそれがなくても私は2万を超えたという手ごたえがあります。それは、もう本当に皆さんのお力、市民の皆さんがたくさん声を寄せてくださったという、そういう声からの重みで私はそのように思います。

○齋藤作治参考人 4番と5番について意見を述べさせていただきたいと思えます。

市長の議会軽視の表明については、これは私は議会人ではありませんので、云々ということとはちょっと差し控えますけれども、ただ私たちは民主政治といった場合に、民主政治イコール議会制民主主義、あるいは間接民主制というふうなものを習ってきたわけです。そういう意味では、この議会というのは、そこに住んでいる人たちが自分たちの気持ちを代表してくれる人を選ぶ場であると、そういう意味では住民の気持ちを伝えるという意味では非常に大事なものであり、そしてまた同時に市長や行政の問題についてチェックをしていくという、我々ができないことをチェックをするという大きな役割を持っている。そういう意味では、住民投票や中間貯蔵についても、やはり議会が監視をし、あるいは議会との十分な意見の意思の疎通と、こういうものが大事だと思うので、これからも議会の皆さんにはこの問題については逐次発言をしてもらいたいと、こういうことを、それはそれだけにとどめておきたいと思えます。

実は、今回の第177回定例会の議案の中の意見というのを市長は出しておりましたけれども、私はこれを3度、もっと読んだかもしれませんが、大変

な文書だと思います。というのは、この中間貯蔵、住民投票に対する問題ではなくて、住民と市長との関係において、その政治姿勢はどうあるべきかということ問われている重要な文書ではないかと、こういうふうに思っておりますので、私の意見を述べて皆さんに一応お聞きをしたいと、こう思っております。

まず、この文書のところで、2ページのところで、こう結論しているわけです。「このように」と、こう言って、6月26日の誘致表明に当たっては、安全性の確保を第一義に市内各界各層の意見聴取を行い、さらにはこれまでの市議会における議論を踏まえ、本職としての結論を導き出したものであります、以上のことから、本職としては住民投票を実施する必要はないものと判断したと、ここなのです。この文書の冒頭にある「このようにして」ということがある。「このようにして」というのは、その全ページのことを指していると思う、文の脈絡からいえば。この全ページ、1ページから出てくる問題は、私はこれはここに至る経過報告だと思っております。ここに至る、市長が6月26日に誘致表明をするまでに至る自分たちの動きをここに述べたものだと、こう思っているのです。そうすると、この全部、何回も読みましても、とても各界各層の意見を聞いたというふうに読めません、これは。ずっと見てください。東京電力の説明会とか専門家会議とか、こう書いてありますけれども、わずかに懇話会というものが出てくるのですが、これも確かに各界の推薦と書いてありますけれども、本当はそうではなくて、各懇話会委員におかれましても、これは個人の見解でいいのだと、何も団体の意見ではないので、個人の意見でいいのだということをおっしゃっておりますので、これも各界各層の意見を言ったものではないと、こういうふうに考えておまして、私はこの結論づけた各界各層の意見を聞いた上で判断をしたというのは、これはこの文章からはならないと。

それから、もう一つは、住民と行政の責任者の市長との関係ですけれども、これは住民をどう見ているかということの考え方ですけれども、私は憲法の前文を言うまでもなく、現在の日本の法体系というものは、これは主権在民です。主権が国民にあると、このことを憲法で言っている。そして、これは地方自治でも同じことです。そういう意味からいうと、私は市民というのは市長が行政を執行していく場合のパートナーでなければいけないのではないかと。単なるやらせられるということではなくて、物を考える一つの行政判断を下していく場合のパートナーとしての位置を持っているのではないかと、こういうふうに考えるわけです。ところが、この経過を見てみると、これはパートナーとして扱っていないのではないかと、こういう疑問が出てく

るわけ。といいますのは、説明会とかいろんな問題は、やはり説明をするとき私たちがそうですけれども、二つの方法があると思うのです。一つは、自分がまず答えがあって、その答えをわかってもらうために説明をしていく。もう一つは、一緒に行動をしていくために、今こういうことをしているのだと、だから一緒にやりましょうという意味での説明とあるのです。これは、おのずから二つの方法によってだれを講師にするか、どういう場所にするか、いろいろな方法が違ってくると思います。むつ市でやられてきた東京電力の説明会以降、全部見てみると、どうもそれは市長の誘致をしたいという気持ちを伝えるための説明ではなかったかと。これは、一つ一つ検証すればわかると思いますけれども、説明会の際の質問が非常に制限されたり、それからあの大きな会場で一般の市民が自分の言葉で自分の考え方を述べるというのは、非常にこれはできないことだと思うのです。そういう意味において、本当に市民をパートナーとして一緒に物を考えて行動していこうということであれば、もっと別な方法でやるべきだと。

私は、一つはまちづくりクラブでやりました会合に出たことあるのですけれども、本当に顔と顔とがつけ合うくらいの場所で話し合う、こういうことだと話し合えると思う。ああいう大会場で立ち上がって発言をするというのは大変な問題だと思っております。あらかじめ断っておきたいのですが、私たちの運動は、これは民主主義を問う問題でありました。中間貯蔵施設の賛成、反対ということはこの運動でやるのではなくて、市民一人一人がこの問題に対して傍観する、いわゆるお任せ民主主義であってはならないと。あるところでは、何も先生そんなことやらなくても市長に任せておけばいいのではないかと、この任せておくということは、果たしてこの民主主義にとってこれは非常に重大な問題だと。私たちは、市民の中にお任せすればいいと、見物していればいいと、観客民主主義と、そういうような状態になることを非常に恐れます。私たちは、中間貯蔵の問題は非常に重要な問題であるだけに、市民一人一人が考え、一人一人が住民投票というものを通じて、これを市政に反映してもらいたいと、こういうことを願っておって、今回の市長の判断については大変遺憾であるという言葉で私の発言を締めくくりたいと思います。

- 高田正俊委員 委員長、齋藤参考人に質問してもよろしいのですね。
- 委員長（小林 正君） いいです。
- 高田正俊委員 いや、私先ほど野坂さんの方にだけ質問しましたが、今度は齋藤参考人の方に質問させていただきたいと思います。
- 委員長（小林 正君） 参考人は2人ですから、どちらでもよろしいです。

○高田正俊委員　ここで、私は4点目に述べた市長が6月議会の最終日に議会の議決を経ないで市長職権で誘致表明を行ったということについても若干意見を述べられたように思いますが、もう一回ここは市長職権による誘致表明をどういうふうに取り取られておるかということをお聞きをしておりますので、もし先ほどの意見で補充するところがあったら、お聞かせをいただきたいと、こう思います。

それから、5点目で条例制定請求の議案上程に当たって市長の反対の意見を付議したことについては、十分お聞きをしましたから、理解をしました。そこで、それ以降、あと5点ほど齋藤参考人に質問をしたいと、こう思います。

市長は、今度の間接貯蔵住民投票条例制定請求の署名集めの際に、市長の写真を持って、市長がオーケーしたから署名してくれと、こういうことを報告してくれた市の職員がいると、こういう発言を本会議でなさいました。私は、それは問題だということで議事進行を出して議長に適切な措置をお願いをしましたけれども、これは公の発言であります。市長は、そのことについて訂正もしておりません。市の職員が市長にどういう報告をしたのか、私はわかりません。したがって、署名運動をした方々もまた市長に対する反論の機会がないわけでありますので、こういう市長の公の発言について、齋藤参考人はそれは事実なのかどうかお伺いをしたいと、こう思います。

それから、次は市長は条例制定の請求は間接貯蔵反対という目的があるのに、賛成者も投票できるというやり方をしたと、これはまやかしだと、こういう発言を本会議でされております。これも公の発言であります。私は、大変不適切な発言だとは思いますが、この市長のまやかしだという発言についてどのように思っておられますか、お伺いをしたいと、こう思います。

それから、次は、もし住民投票が実施されれば誘致賛成が多いと思いましたが、それとも反対が多いというふうに感じられましたか、市民の方々はどちらを選択するというふうに署名運動中に感じられたかお伺いをしたいと、こう思います。

そして、次はもしこの住民投票条例案が議会で否決をされたら、もうこの運動やめられますか。一つの目的を達成したことにはなるわけで、そうなりますと、否決された場合には、もうこの運動、今後やらないというふうにお思いなのかどうかお伺いをしたいと、こう思います。

最後に、今後の問題であります。市長は条例化に反対をしております。その杉山市長に何か望むことがありましたら、お聞かせをいただきたいと、こう思います。

○齋藤作治参考人 最初の議会の問題については、特につけ加えることはありません。

6の問題と7の問題でありますけれども、私は非常にこれ残念だと思っていました。私たちは、住民投票についてはこういう次元でなくて、何か中傷するような次元でなくて、もっとまともな議論をしたい。写真がどうのとかまやかしとか、こういうことで議論をするのではなくて、本当にこの住民投票が必要なのか、市民にこれが何を与えるか、こういう問題を討議をしたいと、こう思っていたのですけれども、これ出た以上はやむを得ません。私は、こういう事実はないと。今までこの問題が話されたときに、私たちの回りの方にもいろいろ聞きました。そういう意味では、ありません。私たちは、署名が終わるたびに集まって、きょうの署名の報告をしたりいろいろやってきましたけれども、そういう事実はございませんので、これは市長の何かの勘違いではないかと、こう思います。まやかしというのは、これは私は大変な言葉を言ってくれたと思います。少なくとも私もむつ市民なのです。ただ、意見が違うだけです。住民投票は要らないという人と要するという人の意見の違いだけであって、同じようにむつ市のことを考え、行動してきたわけです。しかも、この住民投票については、これ厳しい法律、条例がありまして、私たちはその条項に従って選挙管理委員会の指導も受けながら、何回も足を運びながらチェックを受けてまいりました。そして、私たちも自己管理といたしまして、自分たちでもチェックをして、終わってからも全部二重がないか、間違いは全部あれしてきました。

それから、この問題については、選挙管理委員会で十分にこれは審査をして、不適當なものは省くと、無効ということで大変職員の皆さんも本当に寸暇を惜しんで私はできるだけ早く仕上げようということでご努力してきたことを知っております。そういう意味では、私たちのこの署名は法律にのっとって、そして法律にのっとって審査を受け、しかも住民の縦覧まで受けて、住民の異議はなかったという堂々たるものだと思うのです、こういう意味では。それをまやかしというのは何でしょうか。しかも、賛成、反対もない、当たり前のことです。私たちは、賛成、反対のためにこの運動をしているのではないのです。私は、私もそうです、みんなもそうですけれども、運動のたびに反対という言葉は言うてはならぬと、この運動は違うと、賛成と言ってもならぬ。これは、住民投票のときに賛成、反対言うのであって、署名を集めるときには、これはそういうことではないのだと。私たちは、そういう意味では賛成、反対もない、当たり前のことやっているので、住民投票運動のときに賛成も反対もないという言葉を使ったらまやかしというのは、こ

の運動の性質を知らない人の言うことではないかと、こう思いまして、非常にこれは残念だと思えます。非常にこれは取り消してもらいたい。そうでなければ、私たちの団体が何か不正をしたり、それからいいかげんなことをしているというふうに思われるのは大変迷惑でありますし、やはり同じこのむつ市民として、ただ自分と意見が違うからと、こういう扱いを受けるというのは大変だというふうに思えます。

それから、8番ですけれども、これは私は今答える場面ではないと思えます。住民投票が実施されれば、どっちが多くなるかということは、私は考えていません。それは、市民が決めることでありまして、私たちは投票をするというところまでの責任でありまして、あとの問題は市民一人一人が自分の意見を言うわけでありまして、賛成が多くなるか反対が多くなるかということは想定もしておりませんし、運動としては考えていないと、こういうことです。

それから、9番でしたか、運動が終わるのかということですね。この運動は、終わりません。住民投票という私の代表としての役割は一応終わりますけれども、そうではなくて、やはりむつ市の政治の中に民主主義を樹立していくという運動は、形を変えて、あるいは進んでいくかもしれません。あるいはまた、中間貯蔵の問題で何年か先にもう一度こういう住民運動が起こる可能性がないわけではないと。こういうことで、私はこの住民投票の運動の中に大きく根本的な理念として持っていた住民自治、住民が自ら自分たちのふるさとやまちをつくっていくのだと、決して我々はふるさとの問題に傍観者であってはならない、こういうことについては依然と続いていくと、こういうふうに思えます。

非常に私が市長に望みたいことは、せんだっての議会で名前間違ったらごめんください、中村議員だったと思うのですけれども、謙虚にという言葉を質問いたしました。そうしたら、決まり文句だと。私は、この意見書の中で、謙虚にという言葉に非常に感銘していたわけです、実は。私たちは、市民が汗を流してせつせつとこの署名を集めて、そしてこの議会に提出したと、これは謙虚に受けとめてくれると、これは非常にいい姿勢だと思えました。それを決まり文句だと、全く心がない。やっぱりそういう一つの行動についても心が必要だと思うのです。そういう意味では、市民が懸命にやったこと、自分の意見と違うかもしれませんが、しかし、それでも市民が懸命にやったことについては謙虚にこれと言ったときに、ああ、いい言葉を言っているなと思ったけれども、これをただ決まり文句だと、非常ににべもないですね、これは。やっぱり人間は人間の行為、人間の行動について、たとえ見解が違っ

でも一生懸命やったものについてはよくやったというふうな心のある言葉がやっぱり必要だと思います。そういう意味では、残念だなと、こう思っております。市長におかれましては、何か住民投票をしたくないものを運動しているということで目のかたきにされているようですけれども、私たちはそうではなくて、ともに、市長と議会とともに私たちはむつ市のここに生き、ここで子供たちと一緒にまた長く住んでいくわけでありますから、そういうふうな自分の意見と違うものについては中傷したり敵視することなく、ともにこの市民のために、市のためにやっけていこうと、こういう寛容と、さっきの言葉で言えば謙虚さが非常に必要だなと、こういうふうに思っております。どうか、この住民の投票を実現する署名並びに行動については、もう一度繰り返しますけれども、謙虚に受けとめて、そして市長なりの住民投票に対するご理解をいただきたいということを要望して私のあれを終わりたいと思います。

○委員長（小林 正君） ほかにありませんか。

○川下八十美委員 きょうは、参考人の野坂さん、そしてもう一方、齋藤さんのお二人を私たちの特別委員会においでいただきましたことについては、深く敬意を表したいと思っております。あえて私が質問をする前に野坂さんには冒頭意見陳述という形でご意見を賜りましたので、それに基づいて質問をいたしてまいりたいと思っておりますが、齋藤さんにつきましては、当然代表者の一人としてこの直接請求をされておることについては承知いたしておりますが、私も議員の一人として委員会というのは参考人から意見を述べていただいて、その意見に対して我々が質疑をしなければならぬと、こういう原則がありますので、あえて齋藤参考人から冒頭において一言も意見をいただけなかった、これは我々の手配も、委員会としての手配も一面あろうかと思っておりますが、確認だけさせていただきます。

野坂参考人と同じ意見で、同じ立場でここに臨まれておると、このことだけは確認させていただきたいと。この点だけまず、齋藤参考人。

○齋藤作治参考人 同じ思いでここに立っております。

○川下八十美委員 私は、私たちの同じ会派の高田委員も今申し上げましたのですが、私は一問一答で、何点か列記しますと参考人も大変だと思いますから、一問一答の方がわかりやすく、また事の事項の解明もなされると、こう思いまするので、一問一答でさせていただきます。

そういうことで、冒頭で私も野坂参考人、女性としてこういう運動に立ち上がったことについては、心から敬意を表させていただきたいと思っております。なぜならば、大変僭越であります、私のスローガンの中にも、前段は別と

いたしまして、市民と直接語り合い、これは諸問題、福祉の問題だとか観光の問題だとか、直接語り合い、さらに女性としての議論を井戸端会議的に終わらせることなく、社会的発言と行動で男女共同参画社会を実現しようというのが私の大きなテーマであります。そういう意味から、野坂参考人が女性の立場からこういう市民運動の先頭に立たれておられると、このことにつきましては、心から敬意を表させていただきます。が、意見としての立場では、私はあなたとは多少、否かなりの違いがあることは前段として申し上げさせていただきます。

そういう意味から、あなたから今意見を拝聴させていただいた中で、私なりに大まかには9点ほどあったと思うのですが、それをかいつまんで問題を絞って質問をいたしたいと思うのでありますが、その第1点目は、あなたも自分たちのこの住民運動の中は、賛成、反対、いわゆる中間施設について賛成、反対を問わず行ったということをお認めいただいております。実は、この住民運動の最初の会合には私も出ているのです、はっきり申し上げて。私も憲法で保障された主権在民、市民が主権を持っているというこの原点は尊重いたしております。ですから、直接請求されたそのものについては、これは私は高く評価します。が、ひとつ中間施設に関しての、これは賛成、反対という立場になれば、事はまた別問題であります。ですから、私はその会合に参加させていただいて、純粹に直接請求の形をされるのであれば、私も先頭に立ったであります。が、その内容は、今言うように、あなた方は、これから今あれしますが、専門家会議とか懇話会等、あるいは情報は賛成のみだと、こう言われるでしょうけれども、逆にこの分に関しては、私は反対の意見のみの方が多いと言わざるを得ません。ですから、どうです、代表のお二方は、私はこの一つのチラシを持っています。誘致に賛成、反対にかかわらず、常にうたっております。が、思い切って反対の立場でこういう請求をずばっといくべきでなかったのでしょうか、どうですか。

- 野坂庸子参考人 確かに気持ち的にそのように出たのかと思いますけれども、しかし私たちが署名活動をしたときには、賛成だよと、誘致に賛成だよと言って署名する方も多数ございました。というのは、自分は賛成だ、だけれども、やっぱり市民みんなで決めた方がいいのではないかというふうにその方はおっしゃいました。それは、私が受認者で1軒1軒歩いただけの話ではなくて、先ほど齋藤さんもおっしゃったように、私たちは署名活動の後必ず反省会と申しますか、そういうきょうはこうだった、ああだったというお話がありますけれども、その中で必ずそういうお話は出てきました。決め方に自分は納得がいかなかったから、賛成だけれども、署名をしますと。です

から、この署名におきましては、反対だけではなくて賛成の方もいらっしゃるということをまずお話ししておきたいと思います。

住民投票の場合には、やはり賛成か反対かというものを両方の意見を尊重するということが流れだと思えますよね。確かに反対でやった方がと今おっしゃいましたけれども、でもそれではやはり市民みんなの声ではないのではないかというふうに考えます。私たちも、先ほどおっしゃいましたように、最初は私たちの心情が、もう皆さんご存じのように心情がもう出て、先には出たかもしれませんが、私たちは住民投票条例というものをだんだんに勉強するに従いまして、やはり両方の意見を尊重するということの方に私たちは運動を進めてまいりましたので、そのように最初の集会には感じられたかと思えます。でも、私たちは反対運動ということではずばっとやった方がよかったのではないかとではなくて、賛成の方も市民の中にはいらっしゃいますので、やはり両方の立場の方のご意見を集約したいなというふうな思いです。よろしいでしょうか。

○川下八十美委員 住民投票を実現しようという意気込みは、十分酌み取ることが出来ますので、その部分は評価いたしておきますが、結果がこうでありますので、しからはもう少し譲って、当初五千八百何がし、結果的には5,514筆。どうです、今言ったように、賛成、反対の割合をどう思われますか。

○野坂庸子参考人 これは、ちょっとお答え、私は今ここでははっきりとはお答え申し上げるべきではないと思えます。なぜならば、そのような声もありますけれども、自分は賛成だ、反対だと言って署名したわけではございませんので、住民投票、そうだね、みんなの声で決めたいねという声の方を私はとりたいと思えます。

○川下八十美委員 時間の関係もありますから、ここの部分はそこでおさめておきましょう。願わくば、先ほど齋藤参考人が言われましたように、将来も続くであろうということでもありますので、賛成者は商工会議所さんを中心に2万人以上集めたと豪語しておりますし、一方ではそういう形もございしますので、やはりこのところは信念を持ってそういう形でやられるのも結構であります。また別な角度からもご検討されるべき面もあろうかと思えますので、ひとつその点はよろしくお願いたしたいと思えます。

第2点目は、条例制定案なのですが、先ほども野坂参考人が冒頭の陳述で言われました第8条、年齢を18歳にしたと、この部分も実は私も賛成できるのです、この部分は。私は、もう若いときから石原慎太郎を中心とした日本の新しい世代の会というのをやりまして、当時から18歳から選挙権を与えよ

うと、欧米ではもうそうなっています、世界では。ですから、私たち日本も政治に参加する意欲を定着させるためには、思い切って18歳から選挙権を与えようと、これは私の持論です。そういう意味からは、私はこの分は評価いたします。が、さらに第9条で、そのためには今の選挙人名簿だけでなしに、新しい住民投票条例にかかわる台帳もつくらなければいけない。これ全体で、これをもし実施するとすれば、どのくらいの予算がかかると齋藤先生、思われておられますか。

- 齋藤作治参考人 わかりません、これは。私は、まだそこまでのことは考えておりませんので、わかりません。
- 川下八十美委員 私の想定では、恐らく2,500万円ぐらいはかかるであろうと、こう思います。実は、先日の本会議で私はこれを市長に質問いたしました。行政の方では、1,900万円ぐらいと、こういう答弁は出てきましたが、私は自分の私案と申しますか、試算からは2,500万円はかかると見ております。となれば、これは第3点目にも相関しますが、今私たちの財政がもう大ピンチであることは言うまでもありませんよね。それから、これは野坂さんに特にお伺いしたいのですが、野坂さん、きょうの東奥日報の朝刊を見てこられたでしょうか。きょうの東奥日報の朝刊は、「下北、上十三はゼロ」、今年の登熟歩合です。農作物、全くことしはとれません。それから、大変失礼ですが、野坂さんもお店をやられている。個人的なことは言いません。我がむつ市の商業、工業の実態はどうでしょうか。あるいは、全体的にむつ市の経済はどうでしょうか。青森県、国の経済はどうでしょうか。こういうときに、金にかえられないとはいうものの、今2,500万円あるいはそれ以下であったとしても、そういう経費を費やすことについてはどう思われますか、野坂さん。
- 野坂庸子参考人 大変そのことは重々承知の上でこのことを出しております。
- 川下八十美委員 そこで、私だけ余り言ってもいけないのですが、最後に、先ほど齋藤先生からしばらくぶりにいい講義を受けました。全く政治論からして、私もその点では同感であります。だが、先生、私たち日本は、直接民主政治ではなしに、間接議会制民主政治をとっておるわけですよ。私も市会議員の一人であります。が、この意見書の中に、私は本会議でも指摘いたしました。が、6月議会で誘致の是非の判断を強行するようなことがあればというぐらひがあります。6月議会は、私たちは6月17日に開会をして、6月26日に閉じております。このときで、私たちはこの問題について水面下では、今まで舞台裏では3年、私たちの舞台に出てきて3年、6年この問題で私た

ちの方からすれば3年ですけれども、6年かかっているのです。この舞台裏の方は、私もわかりません、はっきり言って、今徐々に出てきましたね、残念なことです。だが、舞台の表に出てからは、私たちはこの問題について真剣に取り組んでまいりました。特に私は、当初からたった3人しかなかったけれども、特別委員会を設置しようと、みんなでこの問題に真剣に取り組もうと、最初は否決になりました。だけれども、立派にこの問題に取り組んできたのは15回、特別委員会を開会して。慎重に審査をして立地可能という結論を出したのですが、ここの部分でお二方にも大変僭越ではありますが、言わせていただきます。きょうのこの特別委員会つくるにも、私は市民から9時間半も、10時間も冒頭でもめたとは言うけれども、やっぱりあなたたちと意見交換をして、この問題に取り組む場を設けようと、これが私の信念です。だが、私は今あなたたちから言われるこの6月議会で強行をしたという部分、強行したと今でも認識していますか、どうですか、2人とも、教えてください。

○齋藤作治参考人 私の今度の住民投票実現の場合は、もう簡単にいくと思っていました。野坂さんが報告をして、採決ばんばんと、こういくと思っていました。そういう意味で、この特別委員会が開かれて、そして議員の皆さんとこうしてお話できたというのは、大変な私は収穫だったと思っていますので、特別委員会を開くことにご努力をなされた皆様には大変感謝をしています。

それから、もう一つ、議会の問題ですけれども、私は議会制民主主義の中で、この議会というものが非常に今、今でない、前からですが、議会というものが非常に大きく取り上げられ、またそうだと思います。ただ、では議会万能で、議会で決めれば、あと住民はいいのかと、私はそうではないと思うのです。議会のほかに住民の意思も何とか酌み取る方法がないかということで私もそれなりに勉強しました。そうしたら、ありました。岐阜県の御嵩町で産廃をやるときに柳川町長が、民意を酌むというのは民主主義にとって一番大切だと。その民意を酌むというのは三つあると。一つは、議会、当然ですね。もう一つは住民投票、そして三つ目は、これ二つやることだと、そして御嵩町はこの二つをやったわけです。ですから、私たちはそのことを目指している。

それから、大夔川下委員には語気を強めて言われましたけれども、強行という言葉は、私はこれは不適當であったと思っています、代表として。これは、強行は削除したいし、どうしても必要であれば、文章を修正してやりませうけれども、そこまでいかななくても、言葉で代表の責任のある発言として強

行はひとつ削除ということでお願いをしたい。

それから、この文章がこのままなってきた経過を簡単に申し上げます。これは、5月20日につくった文章、仮請求なのです。仮請求に出した文章はそのまま取りかえられないということできたのですけれども、なぜこうなったかということ、突然知事選挙というものが出てきたわけです。知事選挙が出てきて、私たち5月24日から投票を始める運動を準備をしてきたのが、知事選挙のために延びてきて、6月の30日から投票が始まったのですけれども、文章はそのまま残ってしまったと、こういうことで、非常にこれはまずかったと思っています。ただ、文章は変えられないということをおっしゃったので、そのままですけれども、それにしても強行ということはありません。意味は、こういうことなのです。私たちは、この住民投票をやって、住民投票の運動をしながら、住民にもこの一言1票という形でこの誘致、賛成、反対ではなくてこの運動に参加させてくださいと。その際に、住民投票の運動をやる際に、その前に議会で決められると、この運動は、もうやらなくてもいいのではないかというふうに住民に思われるのです。そういうことで、私たちはこれから住民運動の署名をやりますので、でき得れば6月の議会には決めないでほしいというのが本当の気持ちなので、強行という言葉は私も73になりましたけれども、若気の至りでございます。そういうことで、勇み足ということで、これは削除ということでご了解願いたいと思います。

○川下八十美委員 齋藤先生をむつ市長にしたいくらいですね。やっぱりこういう謙虚な気持ち、私はこれが大事だと思います。

そこで、結論を申し上げますが、私も本会議で去る8月20日に東奥日報朝刊に出られた市長のこの機密漏えい、中間施設、あるいは職員のその立地の場所の図面の漏えい、これは本当に議会人の一人として残念に思っております。ですから、私はあなた方の住民投票の請求が、この時点から始まれば、恐らくもっともっと五千四百何がしではなしに、あるいは賛成者の部分とか、それを抜いても私は大きな変化があるだろうと思っております。が、先ほど二方の委員は、私は市長のこの政治姿勢の問題と中間貯蔵施設をごっちゃにしてはいけないと思うのです。中間貯蔵施設は中間貯蔵施設、市長の政治姿勢は別な方法があるではないですか、リコールという運動もあるでしょう。私たちの議会でも44年たった今日初めて市長不信任案が出ましたよ、内容は別として。こういう別な形もあるわけですから、市長の政治姿勢と中間貯蔵施設を一緒にした考え方は、私はいかがかなと思います。ですから、これから私たちも市長に対してのそういう監視の目は先生の教えをいただいて、議会人として積極的にやっていきます。

思うには、本会議冒頭でこの質疑したとき、私は一番先に質問したのです。慎重な意見書を、あるいは市長のその意見書を踏まえて健康に留意して、傾向な言葉を吐かないでやってもらいたいと。5分たたないうちに、中村正志君の質問にああいう答弁になったのです。私は、これはまた別な問題として対処します。が、中間貯蔵施設の問題は中間貯蔵施設の問題、市長の姿勢は市長の問題、このことに関しては、私は残念ながら参考人の皆さん方と、後段の部分は一致する部分があるかもしれませんが、前段の部分ではこの際私としての政治判断をさせていただきたい。それは、議会人の一人として私は6月議会に歴然とその態度を表明しているからであります。もしそういう形であなた方から、私たちは今21日から市会議員の選挙を迎えます。選挙によって堂々とあなた方の主張をするような議員も出してください。私たちが主張する、私は私なりの主張、願わくば1年半先の市長選挙であなた方の立場もきちっとした形でやられる、これからの形が私は大事だと思う、これが選挙ですから、このことを申し上げて終わります。

○委員長（小林 正君） ほかにございませんか。

○新谷 功委員 参考人のご両名にお聞きしておきたいと思います。

住民投票条例請求の要旨の文言の中に、このような施設から多額な歳入を得たとしても、それはむつ市の財政をゆがめ、地域の発展をむしろ阻害する要因にもなりかねませんと、このように述べておられるわけですが、そこで私は次の1点目といたしまして、どうしてこのことがむつ市の財政をゆがめることになるのか、伺っておきたいと思います。

○齋藤作治参考人 私は、この部分については、この文章の中でこういうことを本当に言いたかったことだと。それは、市長はいろいろ変わりましたが、やっぱりむつ市の財政の累積赤字が何としても解消したいと、このためにこの入ってくるお金を利用したいと。これは、市民の中にもたくさんあります。私は、それは別に悪いと思っていません。そういう考え方で政治をやり、そういうことを考えている市民もいると。しかし、一方ではこれが入ることによって、いわゆる自立という経済、経済を自立していく精神が失われるのではないかという懸念を持っている人がいるのです。やっぱり各地の原発を見ても、こういう交付金が来ることによって地場産業なり自立することが失われて、依存していく体質で、また苦しくなったら援助を受けると、こういうことではいけないという声もあるというふうに理解してください。そういうふうに私は、民主主義というものは、いろんな考え方の人がいて、いろんな考え方の人が自分と違うから、これを押しつぶすというのではなくて、これはこれとして考えながら、皆さんの多数はどれを支持するかという

ことで決まっていく政治だと思うのです。そういう意味では、この中にこういう中間貯蔵の誘致、住民投票についてもこういうさまざまな経済の問題についてもいろんな発展するとか依存するという、そういう考え方もあるということでは私たちは住民投票がむしろ必要なのではないかと、こういうふうに論調としては持っていたかっただけですけれども、そう聞こえなければ、これは文章がまずかったと、こういうふうに理解していただきたい。

○新谷 功委員 わかりました。

そこで、もう一点お伺いしておきたいと思います。この制定要求の中に地域の発展を、むしろ阻害する要因にもなりかねませんと、このように述べておられますけれども、このことがどうして地域の発展を阻害する要因になると思うのか、その点について伺っておきたいと思います。

○齋藤作治参考人 これは、これもいろいろな考え方があると思います。このことによって、こういう資金が導入されることによって、それをもとにした経済の活性化が図られるという考え方の人を私たくさん知っています。そういう考え方の人もいると思います。それから、もう一つは、逆に先ほども言いましたように、その資金が入ることによって、自分たちの経営努力、こういうものを失いかねないかもしれないと私たちも心配をしております。やっぱり経済の基本は自立だと思うのです。自分の経営を発展させていく、そういう資金を援助する体質をつくるとうまくなないと。こういう意味で、むつ市の経済にとっても、非常に一時的には潤うかもしれないけれども、基本的には自分たちの経営努力、そして経済を自力でやるという、そういう素地もつくっていかないと阻害原因になると、麻薬のように、こういうことを言っているのであって、決してこれはやっぱりすぐなるということでは、そういう懸念もあるということで理解をしていただきたいと、こう思います。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

○馬場重利委員 住民投票を実現する会という会を組織されて5,000人を超える署名を集められたと、このことに関しましては、素直に謙虚に受けとめたいと思います。私は、特別委員長という形で6月議会で委員長報告をした者でございますので、あえてお聞きをしたいと思っております。

まず、先ほど意見陳述を述べられました野坂参考人でございますが、母親の立場として、つまり孫子の時代を心配しておるのだと。あなた方は、次世代に責任を持てますかということと言われたのですね。さて、50年前といえますと、昭和28年です。野坂参考人は、そのとき何歳だったのかわかりませんが、私は中学校1年生に入学した年でございます。齋藤参考人は私より10歳年上でございますから、もう既に聖職につかれておったろうと思

うのです。その時代は、一体どうだったろうかということを考えてみますと、自動車を持っているところは、あそこあそこあそこだと、電話がついている家庭はあそこあそこだよと、白黒テレビが出て大騒ぎをしたという時代だったのです。そのころは、こちらの地方では民家で玄関の引き戸がなく、むしろをぶら下げた玄関たくさんあったのです。いわゆる野山の作をとって食べて生活しておったという時代でございます。それが50年前なのです。その時代の政治家の人たちは、この地域をどうしようかと、民生安定を図るために、所得をもたらせるためにどうしようかという施策を練って、その時代時代に合わせて責任のある立場でいわゆる政策を実現してきたはずなのです。私どもは、今やっぱり今の時代をどう生きるか、孫子の時代を考えるよりも、先に今我々親の立場としてこの時代、我々が生きていくためにどうしようかということをもまず考えるのが、これは当たり前ではないかと思うのです。ですから、今エネルギー、安定したエネルギーを供給しなければならないということで原子力発電所ができてきた。もちろん昭和28年、そんなことはなかったわけです。原子力というと、もう怖いものとしか思わなかったわけですから。ですから、その時代に戻ることができれば私は原子力は要らないと思うのです。ただ、そういうことはできない今の現実であるということ。ですから、それをどうして危険を防いで、そして安全管理していくかというのは、今の日本の科学の力でそれを守っていくのだと、次世代もそうしていつてくれるだろうということがなければこういうことは出てこないだろうと思うのでありますが、そのご所見をいただきたいと思います。

それから、先ほど各界各層から意見を伺っていないではないかと、いわゆる懇話会ですね。しかし、各界各層からの代表として来た方々は、もちろん個人でありますけれども、その各界に身を置く人として出てきているわけです。私は、それを個人だから各界各層の意見にはならないということは当たらないだろうと思うのであります。その件一つでございます。

もう一つは、先ほど来出ておりましたけれども、賛成、反対にかかわらず、住民投票でという署名の集め方、これは住民投票という精神は私もよくわかりますけれども、ただ実態は運動をやられている方は先ほどもございましたけれども、反対を叫んでおられる方々が中心になっておることは間違いないのです。ただ、市民の中には私は賛成だけれども、自分でその賛成の意思表示をしたいという方も、これは当然あるでしょう。だけれども、賛成の方は市長が誘致表明しているわけですから、もうそれで十分なはずなのです。あえて、それは市民によっては、いや、自分自身で意思表示をしたいのだという人は、これは当然あって、それは間違いではないと思います。それは、そ

れでいいと思いますけれども、ただやられていること自体がいわゆる反対を叫ばれている方々がその運動をなさったのだということが一つあると私は思うのです。そのことで三つお伺いをしたいと思います。

- 野坂庸子参考人 確かに昭和28年ころは私もおります。ですから、28年ごろの今のお話は十分記憶にございますので、その時代に戻ればと、それはもうこれからは私たちも十分元気がなければもう生きていけないような生活状態になっておりますから、それは否定するものでもありません。ただ、次世代に、原発どうのこうのということはここでは申し上げませんが、次世代に結論をとすることは、もう私は、これは私の心情です。「むつ」問題あの市民を挙げてのいろいろな思いも知っています。今もどちらかといえば両方の意見で市民の皆さんの心を煩わせているのではないかと。40年後にそれを煩わせるのであれば、やはり市民みんなの声がどうだったかということをつけておきたい、私の気持ちです。

それから、2番については、ちょっと齋藤さんをお願いしたいと思います。

もう一つ私から、3番目の反対している人がやっている、確かに、それは否定はいたしません。ですが、私たちが署名を集めにお伺いしたときに、もう市長が誘致表明をしたのではないかという声はほんの一部でした。市長がもう出したから終わったのではないかという声が私たちも言われるだろうという想定のもとに模擬の答えを用意しましたけれども、ほとんど必要ありませんでした。市民の皆さんは、誘致表明をしたということを承知のうえで署名をしてくださったのではと私は市民の皆さんを信じております。

以上です。

- 齋藤作治参考人 最後の野坂さんのところにつけ加えておきますけれども、私たちが、私も野坂さんもそうですけれども、反対の代表でもあったわけですが、これは市長が言うように、巧妙な戦術でやったのではないのです。本当にこれはこの中間貯蔵を誘致するかどうかを市民全員が参加して、そして市民が賛成であれば、それはそれでいい、反対であれば、市長にそのことを考えてもらう。私は本気でした。何もテクニックでやったのではないのです、馬場さん。私はそうではなくて、この運動をしながら、本当にこれは反対という言葉は一言でも言ったら、この運動は終わりだなと、こう思いまして、慎重にやってきましたので、その辺は市長が賛成したら、もうあとは賛成の人はどうでもいいのだという答えではなくて、やっぱりそういう議会や市長が言っても、自分なりにこの問題を考えることこそ未来のむつ市民の政治的なパワーというものが住民についていく、私は政治というものはそういうものだ。ただ、物が決まればいいのではなくて、その決まる過程の

中で住民がどれほどパワーをつけていくかということではないかと思ひまして、そういう意味ではこの運動の中でパワーがついたし、私たち運動員ももう本当に神経質になるくらい反対という言葉を言わないし、気づかせないようにしてきたということは言えると思ひます。

それから、各界各層ですけれども、私はちょっと無理にそういうふうに各界各層を無理に定義づけることはない。というのは、懇話会の人の中にも、なぜ私がこの団体に推薦されたのかと、それからくれぐれも言われていることは、私も直接担当者に聞きましたけれども、これは推薦された団体と意見を交わしたとか、それからやったことについて報告するということではないと、それはあくまでも個人の見解であると。私はそれでいいと思ひるので、何も無理に各階層の代表だとかこつけることはない、こういうふうに思ひます。

それから、もう一つは、この各懇話会は余りにも早いのではないですか、スピードが。1カ月そこそこで5回もやっているのです。そして、もっとじっくり意見を聞かならば、その中でふやしていきなりじっくりする期間を与えるなり、そういうことで懇話会をやるべきだったのだ、こんなに忙しく、しかも個人的な意見ということであれば、これは各階層の代表というふうには言えないなど、こういうふうに思ひますので、それは私の感じ方として述べておきたいと。

- 馬場重利委員 先ほども出ておりましたけれども、いわゆる議会制民主主義、間接政治、これが今の日本のあり方であります。私どもは、選挙を経て、いわゆる市民に負託をされて、そして重要案件に取り組んでおると。これは、何も中間貯蔵施設が大事で、他は何も大事ではないということではないと思ひます。いろんな大きい問題がありましたし、議会がたびたび紛糾したこともございました。ですから、一つ言いかえれば、議会の結論は当てにならない、信用できないものだということにとらえる人もあると。これは、どのようにとらえるかは私わかりませんが、市民の声を聞くべきだと、私は当然そうだと思ひます。これ市民の代表として出ている議員は、市民の声を聞いて、そして代弁者として来ているはずだと私は思っているし、私自身はそう思っているし、皆さんもそう思っているはずなのです。そういう立場で議論をしてきたという私は自負を持っている。私は特別委員会で、先ほど川下委員言われましたけれども、15回の特別委員会を開いてきた、視察も行いました。その施設の地域の住民の声も聞いてまいりました。いろんな形を経て議会としての結論を出した。私は、それには自信を持って市民に訴えることができるというふうに思っているのです。いろんな例を挙げるとた

くさんありますけれども、住民投票というのはやっぱり首長がこうしたいのだと、だけれども、議会の皆さんは賛否両論なかなか收拾がつかない、そういう場合に逆に議会側で、これ住民投票で決めましょうよということの方がむしろ私はスムーズなスタイルになるのではないかなというふうに考えているのですけれども、その点についてお伺いしたいと。

○齋藤作治参考人 私は、議会の審議、あるいは議会の決定については大変尊重したいと思います。ですから、住民投票は議会を信用できないから住民投票をやると、こういうことではないのです。これは、あくまでも議会は市民から負託された議会の一つの結論を出すのと同時に、私は市民一人一人がこの問題について住民投票という形で私達も意見を言いたいと。これは、私は矛盾するとか、あるいは議会制民主主義を否定するものでは全くないと、こう思っているのです。これは、御嵩町でもやっている、両方やっているわけです。私達は、そういう意味で議会の云々ということは少しも考えておりません。そういうことで、あくまでも議会を決めるということは、何も住民投票だけで物を決めろと言っているのではないのです。そういうことではなくて、議会の考え方、住民投票で示された市民の考え方、市長の考え方、そういうことを混合ミックスしながら最後の決断を市長はなさればいいと、こういうことでありますので、何かそのところ誤解があるようですので、全くそういうことではないと、こういうことです。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

○山本留義委員 私は、今の馬場委員の質問に対して含めた質問になりますけれども、私の今話をしたのに答えられるかどうかわからないのですけれども、もし答えれたとしたら答えていただきたいと。

まず、今私の家内は東通村の、亡くなりましたけれども、ある議員の子供であります。昭和40年度に今東通村で行われている原子力発電所の誘致をしたときの一人の議員でありました。そのときのことをよく家内のおやじから聞きました。そして、今合併が叫ばれております。今むつ・下北8市町村の中で東通村だけが合併に参加しないと表明をしています。住民から聞いたところが、9割は合併に反対と。なぜならば、今原子力発電所ができて、私どもの村は裕福になるのだということでもあります。当時私は、昭和40年に誘致したときの話を聞きます。東通村の人口が8,000人だったそうです。その働く人の4割が出稼ぎをしていたそうです。親子として同じ屋根に住めない、そのつらさ、それを思ったときに、原子力発電所の誘致をした。その思いが、そして今三十数年たって、地域の皆さんがそれに賛成しているであろう今のこれからの村の振興を考えたときに、それについて皆さんは、2人の参考人

はどのように思っていますでしょうか。もし答えられたら答えてほしいなと思います。

- 齋藤作治参考人 東通村の問題は、それは東通村の人たちが自主的に決めればいいことで、私たちは住民投票を実現する会でありますので、経済発展の論理までどうのこうのということではありません。したがって、先ほど何回も言いましたように、この中間貯蔵施設を誘致することによって市の財政が潤い、いろいろなニーズにこたえられるというのは市長の見解ですね。それから、もう一つは、そうではなくて、そういうふうに依存体質をつくるという、言ってみれば豊かさというものの考え方の違いにもあると思うのですけれども、私はそういうことでいろんな意見がありますので、私たちこれから住民投票をやって、賛成、反対するかは、これは個人の自由でありますから、この運動の中では賛成も反対も我々の運動としては進めないわけです。そういう意味ですから、今ここで、いや、それはやった方が発展するとか、やらない方がいいということを行うのは私たちの立場ではないとご了解いただきます。
- 山本留義委員 個人の、また例えば企業の発展を阻害するというような話も今話がありましたけれども、今の日本の経済、また私どもむつ市においても、この辺こういう話をしてもいいのかどうかわからないけれども、リストラされたり、倒産して自ら命を絶つ人もいます。そういう現状の中で、私どもも自分の支持者というか、周りの人には自分から、この中間貯蔵に対していろいろ説明しますけれども、そういう機会を一人でも多くに私はするように努力しているのですけれども、そういう私が今話をしたようなことを市民が本当に一人一人きちんと考えて、住民投票となれば、そういう考えでしてくれればいいのですけれども、その辺も含めてもう少し自分なりに説明していきたいと思うので、そういうむつ市の日本の現状だということも含めて考えてほしいなと思います。
- 齋藤作治参考人 住民投票の基本は、やはりそこに住んでいる住民の良識を信頼することだと思います。むつ市民は、ろくな答えを出さないということではなくて、むつ市民は非常に良識的な判断をします。その場合に、まず住民投票となったら、今山本委員が言われましたように、むつ市の現状はこうなのだと、私たちの企業はこうなのだと、あるいは私はリストラされて、今こうなのだとということを訴えながら、市民に感覚ではなくて、感情で好き嫌いではなくて、理論的にこれは誘致すべきなのかどうかと勉強してもらおうと。こういう住民投票は、市民が政治課題を学ぶ最高の学校だと私は思っているのです。そういう意味で、今現実に起こっている問題について、市民一人一

人が人ごとではなくて、自分はなくとも周りの者がそうであれば、これは自分のこととして考えていくと、こういうふうな学びの場に住民投票はなっていく。そういう意味でも私はぜひやるべきだと、こう思っておりますので、そこのところをご理解いただきたいと思います。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

○白井二郎委員 野坂さん、また齋藤さんにはきょうは大変ありがとうございます。私も五十数年むつ市に住んでおります。この地域を一番愛している者の一人だと思っています。言えばなんですが、子供も4人いますが、私はこの住民投票の件につきましては、本当に市民の側に立ったものか、本当に一部の人間の考えていることか、私は判断を今考えております。

というのは、先ほどある委員が言いましたが、やはり今のむつ市の状態をどのように考えているのか、また東通村の原発、また六ヶ所村のサイクル基地をどのように考えているのか、先ほど齋藤先生が東通村は東通村と言いましたけれども、私は下北は一つだと思っています。その辺をお聞きいたします。下北が一つということで、先ほど申し上げましたとおり、経済、雇用、そして将来の行く末、本当に先生方は住民投票をやるのが正論だと思っているでしょうけれども、中には市民でもわからずに署名している方もたくさんいます。また、私の友達でも、覚えた人来たから署名しようかとかという方もおりますが、私が一番の危惧しているのは、将来自分の子供、そして地域の子供がこの場に住んで生活を営むと、そしてその基盤はやはり仕事だと私は感じていますので、その仕事の行く末をこの住民投票を通してどのように考えているのか、お願いします。

○齋藤作治参考人 ちょっと誤解があると思うのですけれども、私たちが住民投票を実現していくというのは、これは中間貯蔵を反対することを望んでいるというふうに誤解されている。そうではなくて、住民投票を実現するというのは、その住民投票の答えを市民に求めていくと、こういうことなのであって、賛成、反対を市民個々がやはり現在の経済情勢からいって、先ほど馬場さんが言いましたように、あしたのことより今だと、こういうことであれば、そういう答えで賛成もいいでしょうし、そうではなくて、未来に向けた方をとるならば反対でもいいでしょう。私たちは、この運動の性質上、こうやって現在の経済がこうなのだから賛成しなければならぬのだよということも言われなし、またそうではないのだよということで反対も言いません。答えは、あくまでも住民がやるということですので、何か反対の面構えがあるので反対だというふうにおとりにならないで、あくまでも私もこの運動は住民運動一本であります。賛成、反対は全然私たちの運動にはなじまないし、

考えていない、こういうことです。

- 白井二郎委員 これは、むつ市告示第44号でございますが、この文章の中に中間貯蔵の住民投票ということではなく、この中に「国の核燃料サイクル計画そのものが不安に満ちている点です。再処理工場は技術的にも経済的にも、建設や操業が危ぶまれております」ということは、考え方にとりますと反対ということになると思いますが、反対派がこういう行動をしていると市民が受け取っても当然あるべきだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

もう一つだけ、すみません。というのは、かみ砕いて言えば、住民投票と賛成、反対は別なのですよと言っておりますが、こういう文章を見ますと、市民が大変誤解するということです、私の言いたいのは。

- 齋藤作治参考人 誤解をされているとすれば、その文章がまずいのでありまして、私たちは永久貯蔵が一番心配だというのはどの会合でも出てくるのです、何回でも。いつまでもこのむつ市に置かれるのではないかと。そういう心配は私にもあります、多くの人があると思うのです。そういう意味で、こういうこともあると、中間貯蔵が永久に置かれるかもしれないという不安もむつ市民にあることは事実だということは議員もおわかりだと思います。そういう意味で、ここのところは、それは仮に日本が進めているサイクル、あるいは再処理の問題が長引くなり、あるいは再処理工場ができないと、こういうことになった場合に、むつ市のこの中間貯蔵は永久貯蔵に変わるかもしれないという心配もあるということで、反対を言っているのではない。そういう市民の声もあるということは事実だと思うのです。そういうことなのです。そういうことでひとつご理解を願いたい。

- 白井二郎委員 認識の違いといたしますか、見識の違いといたしますか、私の意見は意見として聞いてもらいたいのですが、単純的に離脱するかもわかりませんが、むつ市の市民はこのように言っています。中間貯蔵、住民投票でもそうですが、どうして隣の東通村の原発がもっともっと危険なのをどうして今になってこう言うのだとか、六ヶ所村が核燃料サイクル基地、あれは最も中間貯蔵より大変厳しい危険な施設です。それでもって、私は冒頭野坂さんが言いましたが、やはり市民の皆さんもその辺を物すごくこの住民投票に對しまして不安を感じています。本当に私の近くでは、そのような方もたくさんおります。そして、私も一人の、本当にまだ4年しかたない議員ですが、私もこの中間貯蔵とか、そういうのは一生懸命勉強してまいりました。野坂さんの方からアンケートが来ていますが、私はまだ出していませんが、というのは、文章で出せば誤解を招くと私は感じているから出さないわけですが、私は一議員として、ドイツ、スイスに行ってこの施設を見てまいりました。

そして、いろいろなのを勉強してきたつもりです。きょうは、私はこの賛成、反対ということでなく、住民投票の件で2人は来ていますので、私はその辺は控えますが、何とぞ住民投票の方にも我々議員初め市民の方の声も恐らくももっとも聞くべきだし、皆さん方の声も聞くべきだと私も今感じておりますが、やはりこの住民投票をやることによって混乱を招くと感じませんか。

○野坂庸子参考人 ご意見をありがとうございます。私たちが署名活動をしたときに、同じようなご意見を重々聞かされております。ですから、その方は署名はいたしませんでした。そして、私たちは、「むつ市の現状をおまえたちはどう思っているのか」、「将来においてあんたたちは保証してくれるのか」、それはちょっと住民投票のあれからは少しずれるかと思えますけれども、でも私たち受認者は、その方お一人お一人にお話を、そういう疑問を投げかけた方にはお答えをし、議論をし、そのようにしてきたと受認者の方々を私は信頼しております。ですから、もしかしたら今おっしゃったように、「いや、知っている人が来たから署名した」、それでも印鑑を押してくださったことには感謝しております。もしかしたら、それこそ説明不足だったかもしれません。普通の署名は、頼まれればという、そういうふうな署名もあるかと思えますけれども、この署名においては、後々縦覧されます。ですから、もう本当に1筆1筆が非常な重みがあるということも重々承知しておりますし、たくさんの意見を私たちは市民の皆さんと交わしました。ですから、5,000以上の署名があるというその陰におきまして、断った方、怒った方、そんなもの要らない、そういう何倍もの罵声を浴びせられたという受認者もいることを承知しておいていただきたいと思えます。それが市民の私たちが住民投票なんか要らないという方の態度だったのではないかなと私たちは謙虚に受けとめております。

○委員長（小林 正君） 委員の皆さんにお願い申し上げます。

時間の関係もありますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

○菊池広志委員 ご指名ありがとうございます。

私の方から野坂参考人、そして齋藤作治参考人さんにお聞きいたしますけれども、当初の活動は、私が思うに、中間貯蔵については反対の立場をとりながらの初期活動であったかと私は思っておりました。そして、やはりそのことが前の市長選のときに、やはりそういう立場をとりながら市長選を見るに当たって、市長さんの応援する側に十数名、十四、五名と言っても過言ではないかと思えますけれども、十数名の方が応援をするという形になったやに私は思っていましたけれども、その姿を見る限り、やはり中間貯蔵という

ようなものに対しては、私は反対ないし慎重という形をとる方々にとっては、やはり、いや、これはこのまま市長さんが当選したわけでございます。次の流れは、そのときにもやはり中間貯蔵というようなものに対しては推進という形を市長さんの言葉から出ていたわけでございますけれども、その際に、その応援した方々も、やはり推進派に近い考えを持っている方々であろうと、そのように判断なされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。わかりませんか。推進派の方々が、市長が推進ということで話しされたものに対して、応援に駆けつけた議員の方が、市議員の方々が十四、五名おられたのですけれども、その際にはやはり推進でいくのだなというような考え方がありましたかどうかお聞きしたいのですけれども。

- 齋藤作治参考人 実は、市長の選挙のときには、住民投票を実現する会というのはまだできていない、そして野坂さんのグループと私たちのグループで反対運動をやっていたのは事実だ。ただ、私は政治には関与しないという住民運動の鉄則は守ってきたつもりです。私たちは、あくまでも住民運動なので、政治団体ではないと。そういうことで、市長選に当たっては、政治的にだれを推すとか、団体としてだれを、個人は別です、団体としてだれを推すか推さないかということは鮮明にしておりません。

それから、市長選挙となってくると、県議員もそうですけれども、これは中間貯蔵だけで立候補しているのではないと思います。福祉とかさまざまな問題がある。だから例えば杉山候補についたから、もうすべて中間貯蔵は推進側だというふうには言えないと思います。それは、中間貯蔵については反対だけれども、ほかの問題についてはいろいろあるということについている方もいると思いますので、短絡的に杉山候補についたから、イコール中間貯蔵反対というふうに私たちは考えていません。いわゆる政治というものは、さまざまな分野を含んでいるので、あるものは賛成しかね、あるものはこの候補には賛成すると、そしてその中で総合的にこの人には賛成できると、100%でなく、総合的にこの人に賛成できるという候補に私たちは票を入れてくるわけでありますので、そういうふうに推進側だと短絡的には考えておらないということです。

- 菊池広志委員 これから質問するものは、全部先生の方で答えていただいたわけでございますけれども、私が言いたかったのは、そのときにはそうだったけれども、今市長選を見るに限り、議員の方々が大半が応援していたと、そして今これを推進するというような形が出てきたまま、このまま捨て置くと、住民投票とかそういう形でないといわゆる我々の考え方というのは伝わらないのではないかということで私次ご質問をして、今のお話が返ってくるのではな

いかなと思うわけでございますけれども、私一番最初に確認と申しましたのは、先ほどから話も聞きまして、もう何度も何度もおっしゃっているわけでございますけれども、私としての確認をしたいことは、今は反対とか賛成とか、そういうことではなく、市民の方々から住民投票を行うことによって、本来は本当の市民の方々はどう思っているかということをお皆さんに聞きたいというような、そのご意見のみで今の中間貯蔵についての住民投票をする会というようなことでありますということで、もう反対運動をしてきた結果がこうなったということではなく、そのことが一番の信頼であるということを確認したかったものですから、このようなご質問をさせていただきました。ありがとうございます。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

○宮下順一郎委員 齋藤先生から1点お尋ねをしたいのですけれども、この住民投票の件なのですけれども、対象事項についての制度設計、つまり対象事項、よくこの住民投票の問題が全国各地で起きますと、国策である防衛だとかエネルギーに関しては、その自治体だけでは完結しない問題なのです。そういうふうな点で住民投票はなじまないよというふうな議論が一方では住民投票を進める方と、またそれに対する反論としてのよく意見が出されるわけなのですけれども、その点について、齋藤先生のご所見を1点だけお伺いしたいと思います。

○齋藤作治参考人 中間貯蔵に関しては、私もむつ市だけの問題ではないと。これは、日本で最初にやりますし、それから海が続いておりますので、大畑とか、あるいは東通村にも非常に関係がある問題だと思います。ただ、私たちの運動の限界がありまして、私たちはむつ市住民投票を実現する会ということでありまして、むつ市民に限って、あるいはむつ市という状況に関してのみ私たちは考えるわけでありまして、その他のことについては、また別な問題として考えていかなければならない問題でありますから、住民投票を実現する会の運動としては、やはりこれはむつ市ということ限定して考えていきたいと、こういうふうに思っております。

○宮下順一郎委員 甚だ申しわけない聞き方なのですけれども、むつ市だけの問題でないと、これは先生のまた今のご答弁の趣旨も理解できる点はございます。むつ市だけの問題ではないということは、これはエネルギー全体をとらえて、エネルギー政策全体をとらえてのむつ市だけの問題でないとというふうなご発言に私理解してよろしいかどうか、それだけお願いします。

○齋藤作治参考人 もちろんそのとおりだと思います。やっぱり中間貯蔵は核燃料サイクルの一環でありますので、これがとまるとどうなるのか、そうい

うことも踏まえながら、日本全体のエネルギーの、これをとめることがどう  
いう影響をするのかということも考えながらしていかなければならないので  
すけれども、今我々がやろうと、そこまでいっていない。住民運動というの  
は、そこまで核燃料サイクルはどうかのというような議論までいかない  
で、むつ市民の感じとして、この気持ちとしてこれをどうするかということ  
を問うものであるということをはひとつご理解いただきたい。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。
- 新谷昭二委員 住民投票条例制定請求運動をされたことは、むつ市の民主主義を発展させるうえで私は大きな役割があったということに対して敬意を表するものであります。もう2時間超えておりますので、いろいろこれまで出ております。そこで、私はこの条例制定の要求の中で、最後に述べられております、住民投票によって住民の意思を明らかにし、中間貯蔵施設の誘致の是非は住民の意思に基づいて決められることが必要である、未来を選択する権利は住民にこそある、そして重要な政策の決定に直接関与することは当然の権利であり、未来に対する現在の住民の責務であると。したがって、この中間貯蔵施設誘致は住民投票に付すべきものと考えますとあります。先ほど以来これにも若干関連するお話も出ておりますけれども、この今回参考人として出ている方の思いもあるでありましようから、この点についてお答えをいただければ幸いです。
- 齋藤作治参考人 私は、学校が東京でしたけれども、むつ・下北へ帰ってみて、いろんなことに遭遇しながら一番腹の立つことは、中央から来る人が、むつ市の人は重大な問題についてもしゃべらないと、発言をしないと、だからいろんなものが来るのだと。私は、とんでもない、むかついてくるのです。私たちは、この下北に住んでいるということは、常に自分たちのふるさとやこのまちをよくしたい、こういうことを考えているわけです。ですから、中間貯蔵の問題について最大の住民投票を要求していくねらいは、私はこういう重大な問題をただ見ている下北の人でありたくないと。やはりこの問題については、賛成、反対を問わず、自分で勉強して、感情ではない、自分で学び、そして自分でこういうふうなものが正しい、こう思うことをどこでも発言できるような市民や住民にならなければいけない。そして、この住民投票のここまで来たというのは、私は画期的だと思います。住民投票を実現する運動が、この特別委員会にまで持ち込まれたというのは、そういう意味では私は夢のようなものだと思っているのです。そこまでむつ市でこれたということは、下北は無言ではないと、やはり重大な問題について発言し、重大な問題については議会も特別委員会まで設けてくれたと。こういうことについて

て私はこの運動をやって非常によかったと思いますし、何といたっても私たちの村や町を発展させるについて、政治のあり方というのは、そこに住んでいる人たちに大きな影響を与えることは間違いがない。そういう意味で、これを契機にして、私たちは下北の発展の中に、政治の問題に市民が発言をしていくこと、こういうことがこれからの発展に大きくつながるという意味で住民投票は重要だと、こういうふうに考えております。

- 野坂庸子参考人 本当に今齋藤さんがおっしゃったように、私たちが署名を集める最初には、私たち自身がびっくりするほどの署名の集まり方でした。私たちは、当初本当にびびっておりました。でも、たくさんの方が署名をしてくださったことに、まず驚きです。そして、議会で意見書を述べるだけと思っていたところ、私たちの意見をここまで聞いてくださった議員の皆さんには本当に感謝しております。そして、私たちがここに意見を述べるために多くの市民の方の声があることも、本当にたくさんの方の皆さんに私はこの場をおかりして感謝したいと思います。

住民投票というのは、本当に大それたことだったと思います。市に刃向かうのかと言われました。でも、そういうふうに私は住民投票をしなければならぬという思いに駆られてここまでまいりました。たくさんの方の皆さんの声として5,000有余、本当は6,000近い署名を皆さんのところに、市長にお届けし、そしてまた皆さんの議論に上ったことに対しまして感謝を申し上げ、本当にここまで来たというすごい責任があったなというふうに思いました。代表の一人として、市民の皆さんの重みをこの議場にお届けしたことを本当に私自身とすれば誇りに思います。ぜひ皆さんのお一人お一人のお気持ちを私たちに示していただければ幸いです。

ありがとうございました。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。
- 菊池一郎委員 参考人の意見とちょっと関係ないと言われれば言われるので、先ほど特別委員長に許可をいただきました。

私新聞の件でお尋ね申し上げたいと思います。この前住民投票を実現する会の参考人からアンケートが来ました。アンケートが来ましたね、今この住民投票の賛否についてのアンケートが来ました。そして、私は私なりに三つの回答をしたわけですが、それがきのうある特定の新聞に名指しで載っているのです。あなたにアンケートを出したのが、ある政党の新聞に載っているのです、名指しで。これをご存じですか。ということは、我々は名前が載っていますが、あなた方に出した回答であって、それがある政党の新聞に取り上げられて、賛成の方が3人です。反対の方が、私を含めて馬場さん、こう

載っているのです、新聞に。いいですか。新聞に載っています。そして、もろもろ詳しく書いていますが、あなた方はこの新聞を見て、どう感じましたか。

それから、もう一つは、どうしてある政党の方にこういうあなた方のとったアンケートがどういう形で流れたのか、それをお知らせください。

○野坂庸子参考人 大変申しわけありませんが、このことはちょっと今初めて見ました。ただ、この回答におきましては、先日の受認者たちが中心になりましたけれども、一応皆さんにお知らせした市民集会の場で公表いたしました。ですから、これは特定の方にお渡ししたわけではなくて、その市民集会の現時点においてのということで私たちの住民投票を実現する会の主催の市民集会の場で公表をいたしました。ですから、この方にだけお渡ししたわけではございませんが、よろしいでしょうか。

○菊池一郎委員 ですから、もう少し配慮をしてほしかったということです。現実にそういうぐあいにして出ていますので、だから私はもうはっきりと名指しで出ましたので、住民投票には反対とせざるを得なくなりますからね。

○野坂庸子参考人 大変申しわけございません。私たちは、そこまで配慮する力がございませんでした。大変申しわけありませんでした。以後こういうことがありましたら、十分気をつけます。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小林 正君） 質疑なしと認めます。

これで参考人に対する質疑を終わります。

齋藤作治さん、野坂庸子さんには大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 零時 20分 休憩

午後 1時 32分 再開

○委員長（小林 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長に対し質疑及び意見のある方は発言願います。

○高田正俊委員 私から何点か質問をしたいと思います。

前回の本会議で市長は中村議員の質問に対しまして、住民投票条例制定請求には賛同しないというくだりの意見をつけられておりますが、その中で謙虚に受けとめるという文言が付議をされておりましたが、中村議員は、謙虚とはどういう意味ですかと言いましたら、それはかなり熟考して答弁したようではありますが、決まり文句だという答弁をされました。これは、新聞報道に

もかなり報道されまして、多くの市民の方々は非常にそのことに対して、杉山市長の発言であろうかと、こういうような方も私のところに来ました。私もびっくりしましたけれども、中村議員を市長の有識者だと思って心を許したのかどうかわかりませんが、なぜそういうご答弁になったのか、これはやっぱり今市長からそれこそ謙虚なお答えをいただかなければならないと、こう思っております。

それから、条例制定請求の署名運動は、目的が反対であるのに、それを言わないで、ただ住民投票の署名をしてくれと、賛成の方も署名ができるのだからということで署名を集めたのは、まことに上手なやり方で、まやかしだというふうな答弁もされております。きょう条例制定請求代表者の方々が2人来ました。その代表者の方々に私からも質問しましたら、非常に問題のある発言だと、こういうふうにおっしゃっておられました。これも議会の論客の第一人者であります市民クラブ代表の川下議員に心を許したのかわかりませんが、謙虚なお考えをひとつお聞かせをいただきたいと、こう思います。

それから、これは私が議事進行で議長に適切な措置をお願いした件であります。市長は条例制定請求の署名集めで、市長の写真を持って、市長がオーケーしたから署名してくれと言った市の職員の報告を受けたと、こういうことで、議長には適切な措置をお願いをしましたけれども、市長自身としてはどうなのでしょう。このことについて、勇み足だったと思っているのかどうか。場合によっては、この条例制定請求の代表者の方々が、これは市長の写真を持ってやったということになりますと、法的にもかなり問題が発生する可能性のあることでもあります。私は、どういう市の職員が報告したのかわかりませんが、条例制定請求された代表者の方は、そういうことはありませんと、これは住民運動の署名をした方々の報告集会でもいろんな会合を開いて話し合いをしておりますが、そういうことは一切ありませんと、こう言っておられますから、そのことについては今どういうお気持ちでいるのかお伺いをしたいと思います。

- 市長（杉山 肅君） 決まり文句という言い方ではありますが、決まり文句にもさまざまあるわけです。だからといって、意味がないとか重みがないということではないわけでありまして。そういう理解をしていただければと思っております。

まやかしという言葉を使いましたが、これはちょっと勇み足ではあったでしょう。でも、私が申し上げた市の職員から聞いた話というのは、後に確認しました。そのとおりですと、こう思っておりますので、これは本人ではありませんが、奥さんがそういう誘いを受けたということではありますが、それ

は事実だということでありませぬ。

- 高田正俊委員 決まり文句の表現については、それこそ決まり文句だという意味のことだろうと思います。それなりに意味があるのだと、こういうご発言でありますから、それは市長がそう言う以上、私が訂正させるだけの権限もありませんから、素直に受けとめておきますが、しかしこれは中村議員が指摘するように、謙虚な気持ちであれば、品格のある杉山市長がそういう表現をするというのはなかなかだれも思わないのではないのでしょうか。私ならたまに使うと思いますけれども、しかし杉山市長ほどの方が謙虚な気持ちに続いて決まり文句だという表現は、私は余りいただけないなと、こう思っております。それは、いずれ市民の方々のご判断にゆだねざるを得ませんから、それで終わりますが、この写真を持って市長がオーケーしたからといって署名を集めに来たというのは、奥さんがそういう誘いを受けたというのは、今初めて聞きました。ですから、市の職員がそうされたということではないわけですね。

一つだけお伺いしますが、市の職員はそれをわざわざ市長のところにご報告に上がったのでしょうか、それとも何か署名運動で問題があったら私のところに来て報告、知らせてくれと、こういうふうなことでおったのか。わざわざご報告に上がると言えば、かなり立派な職員であろうと思いますが、しかし奥さんから聞いたものが確かなものかどうか、これは奥さんですから、信用するしかないでしょう。しかし、奥さんから職員、職員から市長が聞いてこういう公の場で発言をするというのは、これも市長、どうでしょうか、私としては余りいいことではないなと、こう思います。これは、例えば名誉毀損などで訴訟が起きますと、その職員はもちろん呼ばれます。あるいは、奥さんも呼ばれます。市長はいいでしょう、聞いたから発言したというのですけれども、しかしそういう争いになっていく可能性だってあるわけです。きょうの陳述者の請求代表者の方々の答弁を聞いておっても、極めて誠実に署名運動を展開してきたと、こう述べられております。これも公の発言であります。ですから、これは東奥日報さんの社説にも何か、まやかしかどうか、これは明白にしなければだめだと、こういうような地元の有力紙の社説になっております。それほど市長の発言というのは品格があつて重みがあるものでなければならぬ。こういうふうなことを考えますと、まやかしは勇み足だったと、こういうお気持ちがあるようですから、それはそれで何らかの訂正措置をするというふうなお考えはありますか。それから、写真の件については、どうでしょうか。適切なお答弁だったのでしょうか、もう一回お伺いします。

○市長（杉山 肅君） この事実関係については、私に報告に来ました。あれは、事実でありますから、発言していただいても構いませんと、こういうことも言われました。

それから、伝聞証拠ということになるわけですが、刑事では伝聞証拠はとられませんから、私の責任が出てくるでしょう。それはそう思っております。

○高田正俊委員 それで、まやかし発言は勇み足だったと、こう言われておりましたから、そのことについて、何らかの手続的なものをやられるお考えですか。

○市長（杉山 肅君） これは、本会議であなたがご発言なられて、議長に対して処理をするようにという申し入れをしているわけですから、それはそれで議長において手続をされることになるかと思います。

○高田正俊委員 ちょっと誤解しているようですが、写真を持って歩いたことについては、私は議長にお願いをしました。まやかしについては、私の質問ではなくて、川下議員の質問に対して勇み足の発言をしたのだらうと、こう思うのです。ですから、勇み足だというふうに思っておられるようでありますから、そうだとすると、きょうは特別委員会ですが、本会議でそれなりの措置をしていただかないと整合性がないのではないのでしょうか。私は、市長発言でありますから、別に取り消さなければ取り消さなくてもいいのです。それは、結果責任で市長が全責任を負えばいいだけのことでありますから。ただ、謙虚に物事を進めていくということを何回もしゃべっている割には、やっぱりそういう対処の仕方はきちんとしておいた方がよろしいのではないかと。私は、有識者には入っていませんが、一応助言だけはしたいと、こう思っています。

○市長（杉山 肅君） ご助言ありがたくちょうだいしておきます。

○委員長（小林 正君） ほかに発言はありませんか。

○宮下順一郎委員 午前中、陳述者及び参考人にお話を伺いました。午前中と同じ質問を市長に1点だけさせていただきます。

住民投票の対象事項、制度設計の問題なのですけれども、その部分において、国策である例えば防衛とかエネルギー問題、この部分については住民投票はなじまないよというふうな一方の議論がございます。そういうふうな形で全国各地で住民投票条例が直接請求された場合、一方の論理として展開されるわけがございますけれども、午前中この質問を参考人であります齋藤作治氏にお尋ねをいたしておりますので、参考までに市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○市長（杉山 肅君） 齋藤さんの答弁は、まことに的を射た答弁をなさっていると思います。課題としてはなじまないという考え方は出ています。なじまない問題でもあろうと思いますが、しかし住民がとり得る手段というのは限定されている。そういう判断に立って午前中発言されておりますので、それはそれで一つの解釈の方法としてそれでよろしいのではないかという考え方はあります。私も住民投票になじまない課題ではあるなという思いは持っていますし、この問題が特別委員会にかかる前から私は申し入れに来られた方々に申し上げているのは東通村に行ってまいりましたでしょうか、六ヶ所村に行ってみりましたでしょうか、課題としては原子力のサイクルの中で非常に大きなテーマを抱えている問題なので、そちらとの対比はどうなりますかということをお尋ねはしておりますが、それは別ですと、こういう答弁でありましたので、そういう考え方に立つこともまた一つの手法であろうと、こう思いますので、それはそれで一つの考え方として理解いたしております。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

○石田勝弘委員 若干お尋ねさせていただきます。

私は、この問題に関しては、以前から、まず誘致の前には市民の多くの賛成、合意が必要であるという意見を申し述べてまいりました。つい先日の地元有力紙の社説にも、市民の多くはこの誘致を望んでいるのか否か、計画が動き出す前にその声を聞くことに大きな意義があると述べております。原子力施設関係の誘致は、すべてその情報を市民に提供して、そのうえでよく説明して、そのうえで意思を聞く、その一つの手段が住民投票であると、こういうような解説もしております。私も、全く同感でございます。この間の市長の意見によりますと、専門家会議、そして懇話会の結果、また数々の市民の説明会をした結果、議会では、特別委員会では立地は可能であるという結論が出たので、それで6月26日の誘致表明に当たったというような解釈で、この住民投票は実施する必要はないと、こう結論づけておりますが、私はまだまだ議論が足りないと思うのであります。今までのいろんな情報を提供するに当たっても、結局いいところ、誘致すればこういう例えば補助金の、交付金の問題でも、そういうことが非常に財政にはうまく使えるよと、そういうことばかりです。しかしながら、こういう危険性もあるから、その場合にはこうするのだというような、そういうような議論が足りないと思っております。これは、議論が蒸し返しになりますので、端的に一つ聞きますが、この条例案を制定した後、住民投票の結果が反対が賛成を上回るのでないかという心配があるので、その制定には反対しているのではないかという思いもありませんが、そのことについて市長はどう思いますか。

- 市長（杉山 肅君） ご発言のとおりであります。
- 石田勝弘委員 それならば、心配はないと思います。なぜなら、つい2カ月ぐらい前ですか、商工会議所主導での誘致賛成者が2万人を超えているのです。そうしたら、堂々と受けてとれば、市民全員の合意で推進が決まるのではないですか。もしその心配があるとなれば、まだまだ説明不足、そして誤解がその結果に出ればおそれるからではないですか。ですから、この問題に関してはおもっともっと、例えばこういう説明会を今後やるよとか、こういうふうにして例えば国に対して、県に対してお願いするよとか、具体的ないろんな提示が必要だと思うのです。そうしながら市民の理解を得ていく。私は、賛成、反対という意味ではなくて、市民の意見をよく聞いてくださいという、そういう思いで発言しております。もう一度市長のご見解をお伺いします。
- 市長（杉山 肅君） 意見としてつけてあるこの条例案に対する私どもの考え方、この中に網羅されていると考えます。つまり説明会、自らも説明会に出ました。それから、先ほどの午前中の特別委員会の中で、大きな会場でやった説明会が取り上げられました。小さな会場でもやっているのです。そういうことでありますから、説明会が何か余り行われていないのではないかというイメージでのご発言が強く私には感じられました。しかし、きめ細かく小さな説明会も展開しているわけでありまして、その後手順を踏んで6月議会の最終日に私の考え方を申し述べておりますし、これには石田委員が副委員長をなさっていた使用済み核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会の結論も私の決断に大きな影響を及ぼしているということもあります。特別委員会があれだけ丁寧に勉強してくださって、そのうえに立った結論でありますから、市民の声も聞いておりますし、また市民の代表である議員の皆さんの声も十分そしゃくして聞かせていただいておりますので、そういううえでの判断であるということでご理解を願います。
- 石田勝弘委員 確かに私は、その特別委員会の副委員長でありまして、会議には常に参加してまいりました。しかしながら、6月のときの専門家会議あるいは懇話会の回数が多さというのは異常だったのです。2カ月間に5回あるいは6回やりまして、特別委員会もその数普通だと議会と議会の間には1回行うところが3回も開きました。なぜそういうふうに急がなければならないのか、私は非常に疑問に今でも思っております。したがって、その特別委員会で私は少数意見として、まだ議論が足りないという意見を述べたわけがあります。その思いは、今でも変わっておりません。あのときの急ぐ原因といいますか、理由は、いまだはっきりとは市長から聞いてはおりませんが、何かやっぱりきちんとしたわけがあったわけでしょう。もし今お話しできるなら、

そのお話をお聞きしたいと思います。

- 市長（杉山 肅君） 特別委員会がなぜそんなに開催されたかということについては、私のお答えするところではございません。

それから、諮問委員会等が急いだというのは、いろいろ事情があると思います。それは、直接的に私が指示を出しているわけではないのでありますが、考えられることは、結論に早くたどり着く、特別委員会と同じペースで答えを出すという必要もあったかもしれません。また、長い間拘束しておくことはご迷惑だという考え方があるかも知れません。そんなことで、大体特別委員会にペースを合わせたという気配が強いのではないのでしょうか、そのように私は考えております。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

- 中村正志委員 今の石田委員の質問に対しまして、住民投票の結果に心配があるとの発言であります。市長が出しましたこの結論に対しては自分として自信を持っているのですよね、その点について確認させてください。

- 市長（杉山 肅君） そのとおりであります。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

- 川下八十美委員 私は、この条例制定案が市長から議案第54号で追加提案されました。そのときには、市長に対して本会議においてそれなりに質疑をいたしてまいりました。本会議は、ご承知のとおり質疑は3回でありましたので、私はそこでとどめておきましたが、はからずも今言われております私の質問に対してまやかしという言葉が出ました。また、それ以後私は市長は謙虚にこれを受けとめられて、そして健康に留意されながら傾向な言葉を発することなく慎重にこの意見書に自分の考え方を表明しているように、その姿勢で臨んでもらいたいということを要望をした5分足らずのうちに中村正志議員の質問に対して、それは決まり文句だと、こういう答弁がなされました。私は、今日まで長年市長とこの議場でいろいろ議論をしてきました。市長の訂正、謝罪、これは決まり文句であります。今まで何回繰り返してきたでありますでしょうか。私は、もう時効だから言えると思うのでありますが、当時教育長であった杉山重太先生、私の記憶では17回の発言訂正をしたことに対して、私は教育長であるがゆえに発言の訂正、修正、謝罪ということはあってはならないということを議場で強く質問したことがございます。今の教育長さんは立派でありますから、そういうことは一度もありません。これはこれといたしまして、教育界の形では、当然の話であります。が、行政の最高責任者としての立場として、私は本当にこのことは残念でなりません。が、本会議では3回の質疑でありましたので、とどめておきましたけれども、今

日この委員会でも出されました。市長、住民投票条例を実施すれば、誘致が、あるいは中間施設がだめになる、否決になるという心配があるから、これだと私は午前中の特別委員会において、今までかつてなかったむつ市のこの議場に参考人を2人呼んで、この直接請求のことについて意見を聴取し、質疑までいたしました。本当に私は36年間、直接、間接、この市議会に参画させていただいて、私自身も男冥利に感じました。そのときに、齋藤作治参考人が数々の解明されたことがあります、最も大事なものは、私たち議会が6月議会で強行突破したという、この強行という言葉をそれこそ訂正していただきました。そうなりますと、我々議会は6月において結果的に立地可能という結果を出したわけにありますから、この議会を尊厳することさえも、市長、市長の今の考えだと感傷しませんか。私たちは数は言いません、3人の少数意見だけで、あとは立地可能ということで一致結束したのです。この結果をあなたはどう判断されるのですか。それでも立地は不安なのですか。誘致は不安なのですか。そういう自信のない政策を持って市長をやられておるのですか。私は、市長としてもっと自信のある、5万むつ市民のために立派に政策を掲げて、この中間貯蔵施設も私は立派な考え方だと思っています。あなたがその議会の立地可能という結果さえも踏みにじるような形での今の答弁なら、私は承知できませんよ、議会人の一人として。もっと解明されたことは、市民団体もはっきりと賛成、反対にかかわらずということ認めました。純粋に直接請求の住民投票だけを行いたいのだと、その中身は言及しません。となりますと、もっと自信を持つべきではないですか、市長。そういう不安定な政策を私たちに出しているのですか。私は、ここで自分の考え方をしっかり持って、まやかしか決まり文句だとか、私はそんなことこだわりません。5万むつ市民が今百年の大計のもとにこの中間貯蔵施設を受け入れをするか、しないかの境目なのです。私は、はっきりと午前中の特別委員会においても意見を聞いて、あさってのこの特別委員会の席では自分の考え方をきちっと表明しますよ、態度で示しますよ。今から行ってもいい。そういうときに、肝心かなめの市長がそういう姿勢でどうするのですか。もっと自信を持って我々の議会の考え方をも持って対処して受け入れて、そして市民に対しての対応をするべきではないでしょうか、どうです、市長の考え。

○市長（杉山 肅君） おっしゃるとおりであります。私は、政策そのものについては自信を持って市民の皆さんにも議会にもこれまで申し上げてまいっております。ただ、新潟県の刈羽村で村が住民投票をやっても推進で決まるという自信を持って住民投票をやったわけです。そうしたら、村の考え方が否定されたと、こういう事例があるわけです。住民投票というのは、これは

本会議でも申し上げましたけれども、直接制民主主義の場合に、成熟した直接制民主主義を持っている国も地方もあります。しかし、日本ではまだまだそこまで成熟度が足りない部分があるのではないかという、村で村の考え方を説明して住民投票に付したら否定されたというケースがある。ただ、住民投票は、そういう怖さを持っているものであるという認識を私は持っているわけです。

それから、政策には自信はあります。しかし、住民投票の怖さも知っているとこの思いがあります。そのようなことで、考え方は恐らく川下議員と同じでしょう、政策を進めるという立場では。ただ、住民投票に対する認識が多少食い違っているかも知れませんが、きょうの午前中の意見陳述を聞いておまして、おっしゃるとおり、賛成の方も反対の方も署名はしているのです。しかし、結果として我々の期待するような答えが出てくるかどうか、これに対しては自信がないということであります。決して4年も5年もかけて練り上げてきた政策に自信がないわけではありません。そのことはおわかりいただけると思います。

- 川下八十美委員 昔から、杉山肅、川下八十美といえ、それなりに先輩、後輩の中といえども、こういう言葉で言えばなんですが、いろんな立場で対峙してきた形はございます。がしかし、私は市長がとられたこの中間貯蔵施設というものに対しては、手法あるいはコンセンサス、こういった面に対してはいろいろ指摘してきました。しかし、我がこのむつ・下北の現状を考え、あるいは将来を考えたときに、私は心の中では市長もいいところに気がついているな、疲れたなとも思っているのです、正直に申し上げて。だが、やはり我々は議会人と行政の長としての立場がある、だから私は議会人としてむつ市で始まって以来のこの住民投票の直接請求に対しましても、敢然と自分の考え方を対処している。特に市長は、5万市民の代表ですから、そういう不安定なと申しますか、自信を持った形で対処しないでどうでしょうか、市長お疲れになったのですか。もっと自信を持って私はこれに対処していただきたい。私たちも議会人として、これには対処しますよ、直接住民投票制定に対しては、特に私は。ですから、あなたもその考え方を決して曲げることなく、そういう心配をすることなく、堂々と、極端な話、住民投票も受け入れてもいいというような姿勢で臨まなければだめでしょう。住民投票だってむつ市民ですよ、要求しているのは、賛成も、反対も。5万市民の中のむつ市民ですよ。選管で精査して、郡部や県の人は一人もいませんよ。5,414筆、みんなむつ市民なのです。ここのところを考えながら、さらにそれだけではなく、5万全体のこと、そしてむつ市の将来、下北のことを考え

れば、この中間貯蔵施設は堂々とやっていいではないですか。そんな不安定な気持ちで我々の前に、市民の前に出さないでくださいよ、逆に。もっと自信を持ってください。もう一回、決意のほどを。

- 市長（杉山 肅君） ですから、政策そのものには自信を持ってお勧めしていただきたいと、こうお願いしてあるわけです。意見にも書いてありますように、手順を尽くして今日まで来ているわけでありまして。手順を尽くしてきました。これは、議会の協力もいただいてまいりました。住民にも積極的に飛び込んで説明をしてまいりました。自信がなければそういう説明はできない。ただし、直接請求というのは我が国ではまだ根をきちんとおろしていないのではないかとこの点に多少疑問を持っているのであります。そのことをご理解願いたいわけでありまして。

また、午前中の委員会でも川下委員からもご質問がありましたが、どのくらいかかるかわかっていますかという質問もありました。18歳の人の名簿をつくるのにどれくらいかかるかというご意見も出ているわけですね。そのようなこともさまざま勘案しますと、このような意見になるわけです。ですから、この意見をよくご理解いただいているとは思っておりますが、この意見を受けとめていただいてお決めいただければありがたいと、こういうことであります。政策そのものには自信を持っております。

- 川下八十美委員 この間の追加提案したときに、それなり市長にお話ししておりますので、これ以上は追いませんが、一つだけ、市長やっばり私は思うに、そう考えてこられたのは8月20日までのことだろうと思うのです。8月20日にあなたのこの漏えい問題が発覚して世論もわき上がっております。また、職員の関根浜の立地場所の業者に対する提供等、こういうことが起きてまいりました。そのときの考え方と、20日過ぎの考え方、あるいは市民の受けとめ方は、はっきり言って、市長違います。そこのところは今まで経験豊かな市長でありますから、それを十二分に察知をされて、あるいは認識をされて、あるいは自分の心に心として置きとめて、そういう発言をされておると私も理解します。が、市長もそこのところはそれこそ発覚したものは発覚したものとして謙虚に受けとめて反省をされて、きょうこの時点でもあなたはむつ市長なのですから、このことは忘れないで、5万市民のために、むつ・下北のために、一層くどいようであります。健康に留意されて、そして傾向な言葉を発することなく、さらに躍動されることを私はお祈りをいたしておきます。

以上です。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

- 菊池広志委員　ただいま川下委員さんからご発言があったわけでございますけれども、ちょっと川下委員さんは納得して最後は答えたと思うのでございますが、私も15回ほどの特別委員会の中で、その中でキャスクとか、九州まで行きまして、また東海村の方で貯蔵施設も研修、見学をしてきた一人であります。ほかにさまざまな意見等々ありました中でも、集約の中で質問でもそれなりにこの中間貯蔵施設についての私なりの判断も最終的にしてきたわけでございます。この原子力施設の中で、私は中間貯蔵というものは、とりわけこの原子力施設の中では限りなく安全性としては高いものと私は判断いたしまして、立地は可能であるということに賛成した一人であります。ただ市長のことについての各新聞社から出ます漏えい問題、それからいろいろな発言、このことについて住民投票は市民の中からは、いや、これはやっぱり必要でないかというような話が私の耳の中にも加速されたように思うわけでございますけれども、先ほど話しした20日から21日、この中で21日以降は大きく市民の感情は変わってきているものと考えております。また、先ほど意見の中であったように、それは一応建前だみたいな話もあったわけでございますけれども、その点でもって、それが住民投票は必要だというような意見が出てきて、今どんどん加速されているということについて、市長はどのようにお感じになられておりますか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。
- 市長（杉山 肅君）　私は、寡聞にしてそういうことを発言される方とお会いしたことがない。でありますから、多分あれだけ続けざまに1面トップを飾りますと、これは人の心を動かさないことはないと思いますから、それによる影響はあるでしょうというふうに考えることは考えました。ただ、繰り返しになりますが、まだそういう意見をおっしゃる方とお会いしたことがないということでありますので、推測で多分今菊池広志委員がご発言になったようなことが起きているだろうということは考えております。
- 菊池広志委員　お会いしたことがなければ、これはしようがないとしても、私は元来市長の発言、また今の漏えい問題、新聞の中で取り上げている漏えい問題的な文章を見まして、これは困ったものだなというように思っております。私が考えておりますのは、市長の発言、それから市長のそういう新聞で書かれている漏えい問題的な部分に関してと、我々が今推し進めている中間貯蔵施設の件につきましては、全く違うものと私は判断しております。でありますから、この中間貯蔵施設を立地するという、立地したいということには我々いろんな意見をしながら、そしてまた討論もしてきました。そして、また質問が必要であれば専門家の方々にもいろいろ聞きながら、こうして可能であるというところまで導いてきたつもりがあるのですけれども、ただ私

どもはそういう中間貯蔵と市長が違った意見を話ししたとか、そういう問題があったというのは全く別のことと考えています。しかしながら、現在はこうした声と、そして先ほど午前中にありました住民投票の中で、やはりこのことがいろいろな中で取りざたされているのですけれども、市長、これ市長はどうお思いですか。私は、市長の発言、それからそういう問題と中間貯蔵は全く違うのだというような考えは市長は当然あると思うのですが、もう一度お聞きします。違うものと感じているわけですが、その点で、市長が、我々はこう考えているけれども、市長もそう考えているかもしれませんが、この進捗が全く今とまってしまっている状況という形に対して、市長はどのような反省的なものはないのでしょうか。市長の発言でとまっているのではないかと。私は、中間貯蔵は進めるべきだと思っていますけれども、市長がこうやって発言をする、また失言をする、それからそういうような問題があるということに対して、市長はそのことについては、私が自分から自ら案を出して、自らこの計画を進めてきて、自らの失言等でとまっているような感じに私受けましても、市長はそのことについてどう思いますかということです。

- 市長（杉山 肅君） 私は、既に使用済み核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会の中で結論を出していただいて、それを受けて考えを議会に申し上げて、そして東京電力に立地の申し入れをしてまいりました。ただし、その立地の申し入れをする際に、こういう条例制定の動きがあるので、これに一定の形ができるまで東京電力から青森県に対して申し入れすることは慎重に考えていただきたいということを申し上げてまいりました。とまっているわけでは決してないと思います。

おっしゃるように、この中間貯蔵施設というものと私が失言をしたり、あるいはこの問題を漏えいしたと言われるのですが、漏えいではないのです、相談をしたのです、本当は。立地場所も特定したわけではないのです。なぜ漏えいということになるのかよくわかりませんが、こういうことで中間貯蔵施設をつくるということは、今この特別委員会が出す結論によって一つの形ができてくるだろうと、そう考えております。とまっているのではないのです、足踏みはしていますけれども、特別委員会があるということは、この条例案が出るということを慎重に考慮して対応していると、こういうことでありますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

- 高田正俊委員 私も1回目の質問で、もう終わろうかと思いましたがけれども、市長、やっぱりだんだん議論すると、それこそぽんぽん、ぽんぽんと違うことが出てきたりするので。ただの言葉の表現と受けとめては困るのです。

では、私も言わせてもらいますけれども、市長は漏らしたと言うから新聞報道になったのでしょう、漏えいという言葉で。そして、今は相談ということになる。私から言わせれば、あなたが有識者に相談したのではないのでしょうか、与えたのでしょう、その情報を。本当は私はそう思っているのです。ただ、市長が記者会見の席上などで、あるいは本会議でも信頼していた人に漏らしてしまったと、こう言うものですから、私はそれで信用しているわけです。本来は、土地情報も含めて与えたのでしょう、今相談したと言い直していますけれども。ですから、そういうふうに言葉の表現をころころ変えて人心を惑わすようなことはまずやめていただく、これはぜひ心がけていただきたいと、こう思います。

そこでお伺いします。住民投票条例には賛成しないでほしいという、その理由について、先ほどから市長は申されておりますね。その中の一つの理由として、住民投票は我が国ではまだ余り成熟しておらないと、こういう言い方をしております。成熟しておらないから、住民投票をやった結果がどうなるかわからない。新潟県の刈羽村の例をとってみても、理事者は賛成が多いだろうと思ったけれども、ふたをあけてみたら反対が多くて否決されたと、こういうふうな心配があるという、それが怖いのだと。怖いという表現は、私は市長にしては珍しいなと思うのでありますけれども、しかし結果はそれでいいではないですか。ですからお聞きするのです。この住民投票をやった結果、必ず理事者は拘束されなければならないのですか。それを参考にして、どの道を選ぶかは、その理事者によりますけれども、別にそれに拘束されるという法律があるわけではないではないですか。なぜ怖いのですか。ですから、もし成熟度が我が国に足りない、この住民投票という制度について。足りなければむつ市でやればいいではないですか。やってみて実績を積み上げていけば、日本の国でこの住民投票が成熟していくのではないですか。その第一歩を杉山市長がやればいいではないですか。それをやれないというのは、もう一つ理由があるのでしょうか。それは、今までの、議会では一回も言っておりません。これは、記者会見の席上で議場外で言っておりますけれども、こういう発言が新聞報道にありましたね、もう忘れたかもわかりませんが。東京電力が住民投票だけはやらないでほしいと、こう言っていると。それを代弁して記者会見でしゃべっているでしょう。ですから、いろんな方々から、市長はいつ東京電力の代理人になったのだと、こういう批判も浴びたでしょう。ですから、成熟度がなければないように、むつ市が一步進んでやればいいし、あるいは怖いなら怖いと思ってもいいですが、市民が選んだ結果については、これは尊重すればいいでしょう。私はそう思うのです。

しかも、私は本会議でも言いました。意見をつけるときには、何も自分の賛成しないでほしいという意見をつけなくても、議会の判断にゆだねるとつけたって何も違法性はないのですから、そうでないと、住民投票の投票を希望した人の中には、署名で投票を希望した人の中には、中間貯蔵を賛成の人だっていると言って陳述者が述べているわけです。そうすると、市長がこの条例には賛成しないでほしいという付議をつければ、あなたはこの中間貯蔵に賛成する人の投票権さえも奪ってしまうことになるのです、踏みにじってしまうことになるのです。それは、反対の方には投票してほしくないという気持ちはあるでしょうけれども、賛成の方だっているという事実を重く見ていただければ、これは付議をするときには、やっぱり議会の判断にゆだねるという付議の仕方が私は適切だと、こう思うのです。そういう投票権さえも踏みにじるといえるということになるということについて、少しもうちょっとお聞かせをいただきたいと、こう思います。

いいです、これで終わります。

- 市長（杉山 肅君） 本会議でも申し上げたことでありますが、例えばスイスは公用語が三つあるような国でありまして、国民の意思を確認するために直接民主主義を部分的に採用しているわけでありまして、我が国は国語は一つでありますから、それに昭和25年まで、正確には欽定憲法が残っていたのは昭和28年まで残っていたわけでありまして、民主主義そのものがまだ昭和28年ぐらいまではきちんと形になっていなかった。ただし、大正時代を契機に民主主義がそろそろ芽生えてきましたけれども、国民と一緒に芽生えてきたという感じになっているわけですが、しかし今や戦後ではないという言葉が出るまでは、国民はそういう政治に目を向けるのは選挙のときだけというような時代を過ごしてきているわけでありまして、直接民主主義というのはなかなか大きな太い根をおろすまでにはいっていません。特に住民投票というものは、民主主義の一つの形としてあるということまで認知されるに至っていない状況がある。高田委員の理論でいけば、投票権を踏みにじっているのではないかと言うのでありますが、それは踏みにじっているかもわかりませんが、よりよい選択もあるのではないかと、それはそういう議論をなさる方々のご判断にゆだねておく方が今の場合よりいいのではないかと、ベターではないかという考え方に基づいているわけでありまして、決して踏みにじってしまって、あとは顧みないということではないと。これだけ時間をかけて検討していただいて、研究をしていただいて出された答えを尊重しているわけでありまして、どちらがどちらを足げにしているわけでもないとは私は思うのです。その点については、高田委員のご発言と私の感想

とは若干異質のものがあると思いますので、私の考え方を申し上げてご理解を願いたいと思います。

- 委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。
- 新谷昭二委員 今8月20日の情報漏えい問題が発生してから住民投票制定請求問題が大きな市民の世論を動かしつつあるということが何人かの方からご発言がございました。この点で前回の一般質問や全協などで出ていた、まだ解明されていない問題が私は重大だと思えます。その一つは、市の幹部が図面を市長の支持者の会社社長に渡した問題であります。このことを私は市長にお尋ねをしたら、その図面は公函などを張り合わせたものだと……

（「議論が違うのではないの」の声あり）

- 新谷昭二委員 私が言っているのは、この図面を、あなたのこうした情報漏れが市民に対して疑問を与えているわけでありますから、そうした図面をこの場に提示をして、あなたがそうでないと言うなら、それを証明するべきではないでしょうか。まず、この点、第1点……
- 委員長（小林 正君） 新谷昭二委員、これは議案第54号の質疑には該当しないと思えます。副委員長としてそういう発言はちょっとまずいと思えます。
- 新谷昭二委員 こうした住民投票の制定をしていくうえで、情報漏えい問題は避けて通れない問題だと思えます。
- 委員長（小林 正君） それは、前にも何回も聞いているでしょう、皆さんが。みんなも質疑しているでしょう、それは。
- 新谷昭二委員 しかし、そうしたことを解決をしていないから、市民から議会に対しての疑問が上がるのです。
- 委員長（小林 正君） これは、新谷昭二委員、これは議案第54号の質疑になじまないので、これは市長も答弁はしないと思えます。

暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時34分 再開

- 委員長（小林 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ほかに質疑ありませんか。
- 新谷昭二委員 永久貯蔵の問題についてであります。先ほどの参考人の発言の中にもありましたが、参考人は50年、60年以上、あるいは100年、それ以上になるかもしれないということに対して、市長はこれまで40年たったなら、この中間貯蔵施設の搬出先を決めることになる、そしてそれは次の世代が解決方法を見つけるだろうと答えていました。今市民が、この中間貯蔵施設

がむつ市に運び込まれて貯蔵がされた場合に、こうした永久貯蔵になりかねないというふうな心配している方が大勢おります。ところが、市長は再度繰り返しになりますけれども、40年後に決めると、こういうことについて、次の世代に任せるというふうなこと、あなたも私もその40年先は恐らく生きていないでしょう。そういう点で、この住民投票条例とのかかわりでも大きな問題でありますので、この点をお伺いします。

○市長（杉山 肅君） 今の新谷昭二委員のお尋ねには、本会議でも何度か答えておりますし、使用済み核燃料中間貯蔵施設「リサイクル燃料備蓄センター」に関する調査特別委員会の中でもお答えをしまいいりました。手順を追って説明をし、ご理解も願ってまいりました。また、そのようなことは恐らくこの住民投票条例の署名をもらう際にも説明されているようなのです。でありますから、住民投票条例に関係があるといえればあるのかもしれませんが、説明は既に済んでおるということで私は理解を自分で自らを納得させておるわけでありまして、まずこれは将来の話ですが、協定を結ぶ中に40年先にはほかの土地に移すというものが協定書の中に入ってくる、これは法律で定められていますから、法律がこれは不遡及ではなくて、遡及する法律になっていますから、ですから永久貯蔵には絶対ならないというまず条文が法律の中にあるのです。それを担保するために国の関与を望むというのが私の立場であります。そういうことでもありますから、誤った考え方で説明をされるのは、実は大変困ると申し上げておきたいと思えます。

○委員長（小林 正君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小林 正君） ないようですので、市長に対する質疑及び意見は以上で終わります。

お諮りいたします。本日は、この程度にとどめ、明後日、11日午前10時から委員会を開き、本案について討論、採決を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「委員長」の声あり）

○馬場重利委員 委員長の今の口述は、市長に対する質疑及び意見と言いましたけれども、私は意見を持っているのですけれども、市長に対する質疑はなかったのです。質疑は終わったけれども、意見のある方に意見を出させてください。要求いたします。

○委員長（小林 正君） では、意見を求めます。

○馬場重利委員 きょうのこの特別委員会、議論を経て11日委員長報告ということになるのであらうと思うのでありますけれども、今まで午前中からこの

特別委員会続いているわけでありましてけれども、今再度私申し上げたいのは、私を含めて議員は、市長が提案したものだから、あるいは市長を支持する議員だから、この中間貯蔵施設について結論を出したものではないということ再認識していただきたいと思えます。

それから、先ほど委員等の質疑の中で、市民の声を聞かなければならない、そのために住民投票がそれにかわるのだというご意見の委員がございましたけれども、午前中も申し上げましたけれども、私どもは市民の声を各議員のそれぞれに市民の声を十分に伺っているはずだと私は思っております。少なくとも私も集まりに招かれたり、あるいは私の方から要望したり、三、四回、総勢合わせても100人足らずですけれども、この中間貯蔵施設というものに対するいわゆる市民との直接の話し合いの経験もあるわけでございます。他の議員も恐らくそういう形でこの2年3カ月に及ぶ特別委員会での質疑、議論ということになってきたのだろうと、私はそういうふうに思っております。

それから、先ほど来、本会議でもそうでしたけれども、市長の漏えい問題、あるいは市長の言動、それらは先ほども出ていましたけれども、施設そのものでは、中間貯蔵施設そのものとは関係ないのだという委員もいらっしゃいましたけれども、私は住民投票には絶対これは関係するだろうと思うのです。先ほどそういうご意見の委員もおられましたけれども、午前中も申し上げました。私どもは、50年先まで責任を持てるはずがない、生きていないのですから。ただ、50年前の人たちは、今の私たちのことを心配して、あるいは今の現状を予測できたであろうかという、これはノーだと思うのです。昭和30年代初期にいわゆる我が国日本は唯一の被爆国で、原子力という名前を聞くことで身震いをして、鳥肌が立つということだったのです。それがその原子力を平和利用しようではないかということで東海村に、そういうことが出てきた。私は、そのときに住民投票なり、あるいは国民投票なりが行われたら結果はどうだったのでしょうか。そういうことを考えますと、私は必ずしもこの住民投票が本当に真の結果を招くということにはならないだろうということをお願いしたいと思います。

以上です。

- 川下八十美委員 それぞれの各委員は、発言、これは私も尊重しますが、先ほどの委員長の口述は、11日に討論、採決ということでもありますから、今の馬場委員のあれは、その討論のところで堂々とされればいいことだろうと私は思うのです。質疑は、市長に対しての質疑、あるいは参考人に対する質疑の順序できょうはされた。委員長が、討論、採決は11日に行うということをはっきり申し上げているわけでもありますから、あえてこの場での議論として

はなじまないと思ひます。

○馬場重利委員 さっき委員長の口述の中で、質疑及び意見はということが出ましたので、私は質疑をしないけれども、意見はあるよということで委員長の許可を得たと、こういうことでございます。

○委員長（小林 正君） ほかに、ないようですので、市長に対する質疑及び意見は以上で終わります。

お諮りいたします。本日はこの程度にとどめ、明後日11日午前10時から委員会を開き、本案について討論、採決を行いたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小林 正君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会いたします。

（午後 2時46分 散会）